

令和2年度 第1回杉並区障害者地域自立支援協議会 次第

1 報告、検討

(1) 相談支援体制について (資料1-1, 1-2)

(2) 新型コロナウイルス感染症について

資料2-1 2 (1) 生活支援施設の開設

資料2-2 4 障害福祉・介護保険サービスの事業継続支援 参照

(3) 今後の開催方法について

※上記の(1)～(3)につきましては、皆様からのご意見を頂きたい、下記のURLにアクセスしご回答をお願い致します。

[URL: https://forms.gle/6VJBYD16M1mCqiWS7](https://forms.gle/6VJBYD16M1mCqiWS7)

※今回の本会は書面とメールでの開催となりましたので、アンケートのご回答をもって、ご出席とみなさせていただきます。

(4) 計画部会からの報告 (資料3-1, 3-2, 3-3)

7/13に第1回計画部会を実施。今回は事後報告となりましたが、今後計画の策定

にあたり、協議会での意見聴取、報告をさせて頂く予定です。

(5) 障害者基礎調査報告 (資料4)

報告のみとさせていただきます。

(6) 令和2年度 第7期後期名簿 (資料5)

あら こんねんど いいん はい かた かんじ じむきょく いちぶ へんこう
新たに今年度より委員に入られた方、また幹事、事務局も一部変更になっており
ますので、あらた めいぼ てんぶ いただ ごかくにん おねが いた
ますので、改めて名簿を添付させていただきます。ご確認をお願い致します。

2 た その他

じかい にってい こんかい あんけーと けっか ごじつ じむきょく あらた
次回の日程につきましては、今回のアンケートの結果をもって、後日事務局より改めて
ごれんらく いただ ねがい いた
ご連絡させていただきます。よろしくお願い致します。

<配布資料>

- 資料1-1 障害者相談支援体制の見直し 修正版
- 資料1-2 障害者相談支援体制（案）
- 資料2-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る資料1
- 資料2-2 新型コロナウイルス感染症対策に係る資料2
- 資料3-1 第6期杉並区障害福祉計画及び第2期杉並区障害児福祉計画の策定について
- 資料3-2 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る令和2年度の進捗状況
- 資料3-3 資料3-2 附属
- 資料4 杉並区障害者基礎調査報告書【概要版】
- 資料5 令和2年度 第7期後期名簿

障害者相談支援体制の見直し（案）について

令和3年度末までに整備が求められている「地域生活支援拠点等の整備」を行うにあたり、この間、地域自立支援協議会や障害者福祉推進連絡協議会等よりご意見をいただきながら、整備にあたっての基本的な考え方等を整理してきた。その中で、地域生活支援拠点の要となる“相談支援体制の強化”が必要であることが明確化され、改めて基幹相談支援センターの必要性が確認された。基幹相談支援センターの設置にあたっては、現在の障害者に関わる相談支援体制全体の見直しが必要であることから、両協議会等の意見をもとに、昨年度より区内部で検討会を設け検討を行った。結果、令和3年度より以下の相談支援体制(案)に組み替え、相談支援の強化を図る。

1、令和3年度からの障害者相談支援体制（案）

1) 相談支援体制の見直し

○基幹相談支援センターを、区直営で設置する。

- 設置にあたっては、国が示す重層的な相談支援体制に則った体制とし、区全体の相談体制を整備する。(別紙1参照)
- 基幹相談支援センターの役割は以下の内容とする。
 - ① 特定相談支援事業所への専門的な指導・助言、人材育成
 - ② 困難ケースへの間接的支援・・・特定相談支援事業所をバックアップする形で共に支援する。
 - ③ 蓄積された個別のケース情報を分析し、現状や課題等を地域自立支援協議会に報告したり、相談支援事業所へ情報提供する。
 - ④ 地域移行・地域定着促進の取組
 - ⑤ 介護者不在等の緊急時における対応（コーディネーター業務）
 - ⑥ 権利擁護・虐待防止（迅速な虐待対応）
 - ⑦ 地域における相談支援体制の取りまとめ及び整備
 - ⑧ 個別ケースの情報分析や地域における相談支援体制の取りまとめの中から見えてくる現状や課題を関係機関に発信したり、地域自立支援協議会に報告し、社会資源の開発等につなげる。

2) 障害福祉サービス提供体制の見直し

○福祉事務所の障害者相談部門の機能を1カ所に集中化し、障害福祉サービス、地域生活支援事業(移動支援、日帰りショートステイ)の申請と合わせて、障害福祉に関するサービスの申請を受け付ける係を新たに設ける。

- 福祉事務所の障害者相談の機能を1カ所に集中化するにあたっては、これまで複数にわたっていた身体障害の方に関わる申請窓口を1カ所に集め、1度に手続きが済ませられるような体制とする。

- 福祉事務所の障害者相談の機能を1カ所に集中化することで、利便性の低下とならないよう、申請手続の方法等について工夫を行う。・・・申請方法の選択肢を広げる（具体的には、郵送や訪問による申請や期間を設けての出張型の受付など）
- 申請の多い都営バスの無料乗車券や有料道路の免除申請については、これまで通り、3カ所の福祉事務所で申請できる体制とする。
- 新たな係には専門職（作業療法士や保健師、社会福祉士など）を配置し、専門性の高い相談を提供する。

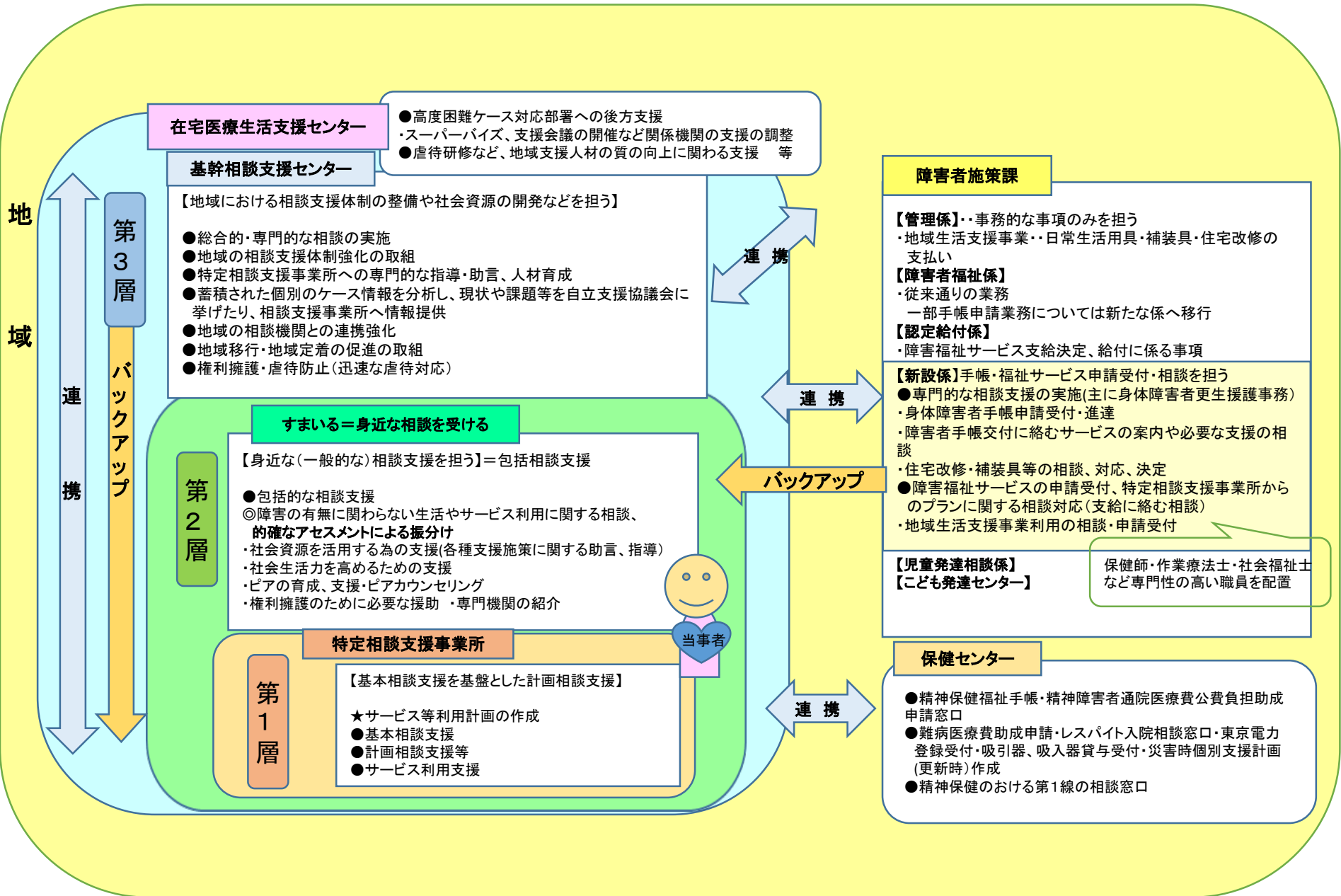
2、今後、更に検討が必要な事項

- ①基幹相談支援センターの役割と在宅医療生活支援センターの役割の明確化
- ②基幹相談支援センターの機能と障害者地域相談支援センター（すまいる）の機能の整理
- ③福祉事務所で対応していた申請業務の利便性の向上の工夫

3、ご意見を頂きたい事項

- 上記2の①、②の課題を整理するにあたり、基幹相談支援センターに求める機能について、現在想定している1)の①～⑧の他にありますか？ご意見をいただきたい。
- 障害者地域相談支援センター（すまいる）に求める役割（機能）についてご意見をいただきたい。
- 上記2の③の利便性の向上につながる工夫について、ご意見をいただきたい。

杉並区障害者相談支援体制(案) 令和3年度～



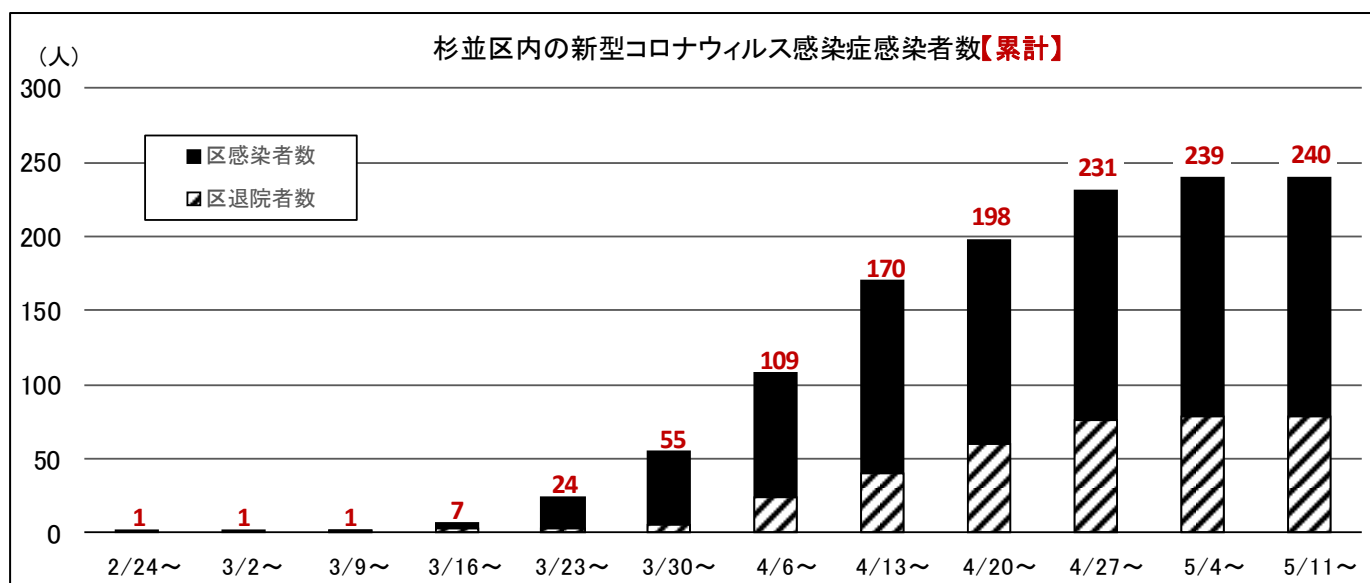
令和2年5月12日



杉並区長記者会見

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算案

区民の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、4月中旬のピーク時から減少傾向にあるものの、いまだ予断を許さない状況であり、5月11日現在、240人にまで拡大しています。手を緩めることなく、また第二波、第三波も想定し、迅速なPCR検査体制の確保や障害者等の介護者等が感染した場合の支援などに要する経費を補正予算案に計上し、5月19・20日の区議会臨時会に提出します。



令和2年度杉並区一般会計補正予算案(第3号)

補正事業	11事業
補正予算額	5億8,222万6千円

一般会計予算規模

(単位:千円)

	予算額	特定財源		一般財源
		国・都支出金	その他	
補正前の額	255,869,714	105,522,833	16,755,499	133,591,382
補正額	582,226	336,737	21,683	223,806
補正後の額	256,451,940	105,859,570	16,777,182	133,815,188

令和2年度杉並区一般会計補正予算案(第3号)の概要

1 区直営のPCR検査実施に伴う検査体制の整備

3,000万円

杉並保健所生活衛生課分室（旧杉並区衛生試験所）において、新型コロナウイルス感染症PCR検査を行うために必要な、備品や内装改修に要する経費を計上します。

これまで、区内発熱外来（区内4基幹病院）等で採取した検体について、東京都健康安全研究センター及び民間検査機関で検査を実施してきましたが、区直営の杉並保健所生活衛生課分室で検査ができる体制を整備します。

このことにより、医療機関に繋げる必要のある患者へのより迅速かつ適切な対応が可能となります。（検体搬入時間及び搬入手続き等の短縮により、これまでの通常3～4日程度から最短で当日での判定が可能）

■ 検査施設

生活衛生課分室（旧杉並区衛生試験所）
住所：高井戸東三丁目20番3号

■ 整備概要

検体を取り扱うためのバイオセーフティレベル(BSL)2+の検査体制を新たに整備するために施設を改修し、必要な機器等を整備する。

■ 検査数

1日5～10件程度（当初）

■ 経費

備品購入費 1,890万円、小規模修繕費 230万円、消耗品等 880万円

■ スケジュール（予定）

5月下旬 備品等購入契約手続き
6月中旬～7月中旬 修繕
7月下旬 機器納品・設置、検査開始

【問い合わせ先】生活衛生課 3391-1991

2 介護者等が新型コロナウイルスに感染した場合の障害者等の生活支援事業

3,791万4千円

障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等（以下「介護者等」という。）が、新型コロナウイルスに感染した場合、介護者等が安心して入院療養等ができるよう、自宅でおひとりでは生活することが難しい障害者、高齢者、子ども（以下「障害者等」という。）への生活支援を実施します。

■介護者等が入院・入所となった場合の障害者等への生活支援 3,772万3千円

(1)生活支援施設の開設

介護者等が感染した場合に、生活支援が必要となる障害者等を受け入れるため、旧西田保育園（荻窪1-57-4）を活用し、生活の場を確保のうえ支援します。

施設内において必要な介護等は、各分野のサービス提供事業者に委託します。

(2)自宅生活者への支援

行動障害等で自宅以外での生活が困難な障害者等については、自宅での生活支援を行います。

■介護者等が自宅において療養する期間等の支援 19万1千円

介護者等のPCR検査の結果が出るまでの期間等に、介護者等が自宅療養する場合、家族に代わってサービス提供者が買物の支援を行います。

【問い合わせ先】 障害者施策課 内線 1141

高齢者在宅支援課 内線 3231

子ども家庭支援担当 内線 4400

3 感染症発生時対策

8, 535万3千円

(特定財源:国庫5, 679万円)

新型コロナウイルス感染者の入院及び移送に要する経費や、移送に伴う医療廃棄物処理に要する経費を計上します。(令和2年5月～10月分)

■感染症患者入院医療費 5, 724万円

入院医療費の公費負担金

■感染症患者移送経費 2, 772万円

自宅から病院、区内病院から指定病院への移送費

■医療廃棄物処理委託費 39万3千円

感染症患者移送に要する防護服等の廃棄経費

【問い合わせ先】保健予防課 080-5381-0935 (臨時電話)

4 中小企業・小規模事業者支援の拡充

4, 334万2千円

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、商工相談体制を拡充して取り組む期間を延長するほか、国における制度の拡充に伴って増加が見込まれるセーフティネット保証の認定申請及び雇用調整助成金の申請支援窓口の拡充等を図ります。

■中小企業診断士の増員期間延長(令和3年1月31日まで) 2,463万7千円

専門的な見地から融資相談に対応する中小企業診断士の増員体制を来年1月末まで延長し、1日当たり約90件の相談に対応できる体制を継続していきます。

■金融機関による代理申請の拡充実施(令和3年1月31日まで) 307万8千円

中小企業等事業者の利便性向上と認定の円滑化を図るため、金融機関の協力を得て、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の代理申請^{*}を実施します。区は協力金融機関に対し、代理申請に必要な郵送料を負担します。

※5月11日から、杉並区しんきん協議会の会員(21本支店)でモデル的に実施しているスキームを拡大して、区と融資あっせんに関する協定を締結している金融機関(87本支店)で代理申請を実施します。

■雇用調整助成金に係る申請支援窓口の開設(令和2年11月30日まで) 1,562万7千円

手続きが煩雑で申請件数が伸びていないと言われている「雇用調整助成金」の申請をサポートする窓口を新設します。窓口業務は、中野・杉並社会保険労務士会に委託し、中小企業等事業者に対して申請方法の説明や書類の書き方の指導等をきめ細やかに行い、申請が完了できるように支援します。窓口は杉並区就労支援センター(天沼3-19-16 ウェルファーム杉並1F)に開設します(5月21日を予定)。

【問い合わせ先】産業振興センター 事業担当 5347-9077

5 生活困窮者等自立促進支援事業

2億564万3千円

(特定財源:国庫1億5,408万6千円)

生活困窮者自立支援法施行規則が改正され、住居確保給付金の支給対象に「休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況に至った者」についても拡大されたほか、支給要件とされていたハローワークへの求職申し込みが当面の間不要とされました。このことに伴い、請求件数が増え、増加が見込まれる給付に係る経費を計上しました。

また、この影響で相談希望者が急増したため、対応する相談支援員など人員増等に伴う委託経費を計上します。

■住宅確保給付金 1億9,332万円

支給上限額 (東京 23 区の例)

単身世帯	2人世帯	3人世帯
53,700 円	64,000 円	69,800 円

■自立相談支援業務 1,212万9千円

■需用費 19万4千円

【問い合わせ先】 在宅医療・生活支援センター 地域共生担当 3393-0737

6 子育て応援券(ゆりかご券)による妊婦への感染予防対策 4,757万9千円

(特定財源:都4,757万9千円)

東京都の補正予算に計上された都補助事業「とうきょうママパパ応援事業」における「新型コロナウイルス感染予防対策に係る育児パッケージ」を活用し、ゆりかご面接時に配布している「子育て応援券(ゆりかご券)(1万円分)」に加え、妊婦の新型コロナウイルス感染を防ぐため、健診等の際にタクシー利用できるよう、更に「子育て応援券(ゆりかご券)(1万円)」を配布し、妊婦への支援を行います。

■子育て応援券支給 4,095万円

■子育て応援券発行集計業務 662万9千円

【問い合わせ先】地域子育て支援担当 内線 1351

7 学校休業中の家庭での学習環境の整備 7,828万2千円

(特定財源:都7,828万2千円)

区立小中学校、特別支援学校の休業が長期化する中、杉並区公式ホームページにおいて、様々な学習教材等の提供をしていますが、家庭の状況によってはインターネット環境が整っていない世帯もあるため、モバイルルーターとタブレット端末の貸し出し及び通信費の補助を行います。

貸与物品	貸与台数(準備台数)	費用
モバイルルーター	1,500台(世帯に1台)	6,000万円 賃貸費: 10,000円×1,500台=1,500万円 通信費: 5,000円×6か月×1,500台=4,500万円
タブレット型情報端末	2,480台 (必要な児童・生徒に1台)	1,828万2千円

【問い合わせ先】庶務課 内線 1601

8 学校の再開後を見据えた給食食材納入業者への支援

5,161万1千円

(特定財源:諸収入2,168万3千円)

3月の区立学校臨時休業に伴い、保護者への給食費返金に係る振込手数料及び学校給食食材納入業者へ支払った食材費相当額に当たる経費、学校から発注を取消したことにより、納入業者が在庫を抱えてしまった経費については、区が負担することとし、既に補正予算を計上しました。

今回は、3月の学校給食の休止に伴い、食材発注取消しにより、影響を受ける納入業者の経費についても国の制度において違約金等として補助金の対象になることが確認できたため、補正予算を計上するものです。

さらに、4月以降も臨時休業が続いていることにより、納入業者に多大な影響が生じ、学校再開後の学校給食の円滑な実施が困難となるおそれがあることから、納入業者が事業を継続するための経費の一部を区独自で支援する「杉並区学校給食食材納入業者持続化給付金」を創設します。

【問い合わせ先】学務課 内線 1621

9 中学校修学旅行のキャンセル費用

250万2千円

中学校修学旅行について、2学期以降に延期することを決定しました。これに伴い、修学旅行の1学期実施予定校のうち、5校について、延期に伴う宿泊料及び狂言鑑賞体験費用の取消料が発生したため、この取消料全額を補正予算として計上します。

【問い合わせ先】学務課 内線 1621

<連絡先>

杉並区役所 03-33312-2111 (代表)

広報課直通 03-33312-6855



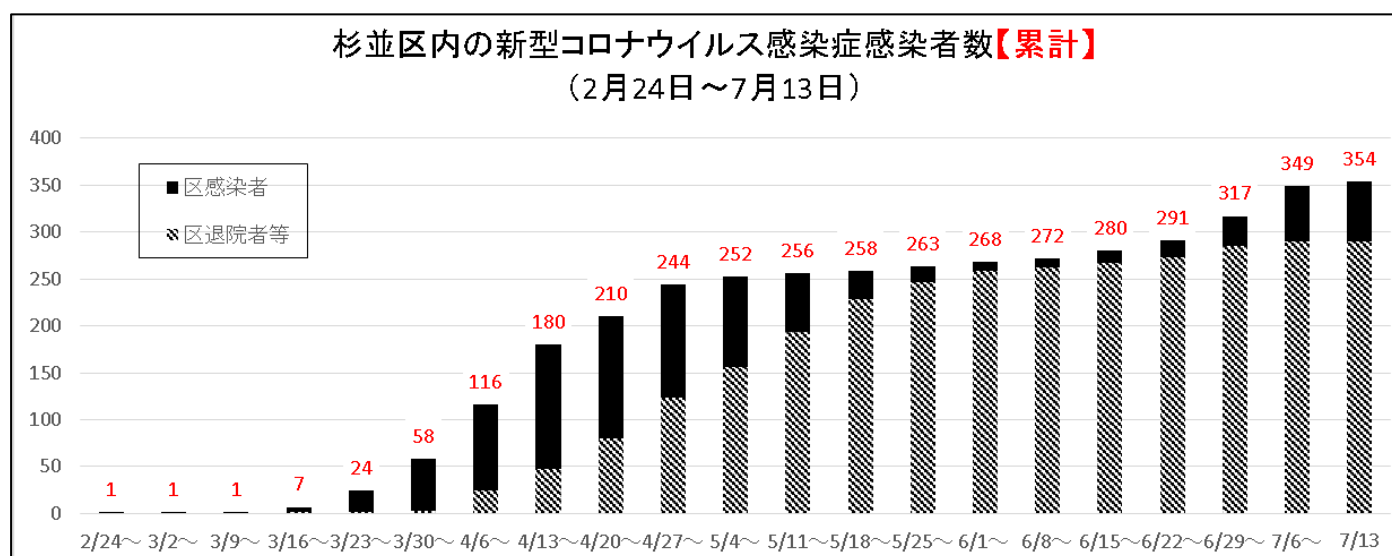
令和2年7月14日

杉並区長記者会見

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算案

区民の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、5月上旬から6月中旬までの間は、1週間当たり10人未満で推移してきましたが、6月下旬から増加に転じ、直近の1週間では32人の新規感染者が発生しています。

こうした状況の中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(第2次分)の区への配分が示されたことを受け、更なる感染拡大への備えとして、PCR 検査体制の強化や区立学校における1人1台タブレットPCの配備などを行うとともに、感染拡大により影響を受けた商店街や事業者等に対する支援などを行うこととし、必要な経費を補正予算案に計上し、7月21日の区議会臨時会に提出します。



令和2年度杉並区一般会計補正予算(第6号案)

補正事業	36 事業
補正予算額	25 億 141 万 5 千円

一般会計予算規模

(単位:千円)

	予算額	特定財源		一般財源
		国・都支出金	その他	
補正前の額	258,806,445	107,277,899	17,001,562	134,526,984
補正額	2,501,415	2,403,656	0	97,759
補正後の額	261,307,860	109,681,555	17,001,562	134,624,743

※なお、特定財源のうち、13億9,100万2千円は地方創生臨時交付金を充当します。

令和2年度杉並区一般会計補正予算(第6号案)の概要

第2波・第3波への備えの取組

1 PCR検査体制の強化

3億56万円

新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波に備え、感染の疑いのある患者及び濃厚接触者等が速やかに検査を受診できるようPCR検査体制を強化します。

杉並区内の1日当たりのPCR検査可能数を、現行の検査数70件から300件程度まで拡大するため、区内医療機関におけるPCR検査体制の支援やPCR検査の検体採取設備を備えたバスの導入を行うとともに、区直営で速やかに検体の判定が可能となるようPCR検査機器を増設します。

○(仮称)病院設置型PCR検査スポットの運営支援

1億1,955万円

より多くの検体採取を主眼に、区内感染症診療協力医療機関が設置する、軽症者・無症状者を対象としたPCR検査スポットの運営に必要な人件費を助成します。

補助対象	医師、看護師、医療事務
検査内容等	診察・検体採取 対象者：軽症者及び濃厚接触者で無症状者
実施場所	区内感染症診療協力医療機関
事業規模	1日当たり120件程度
スケジュール	7月から順次開始

○PCR検査を実施する診療機関等への運営支援

4,590万円

診療所を含めた区内医療機関が、だ液を中心としたPCR検査の検体採取を実施する場合に、その運営費を助成します。

補助額	運営助成 1検体につき3,000円
検査内容等	診察・検体採取 対象者：中等症者、配慮が必要な患者、軽症者、濃厚接触者で無症状者
実施場所	区内医療機関 順次増加予定
事業規模	1日当たり100件程度
スケジュール	7月から順次開始

○バスによる移動式PCR検査スポットの新設

1億70万円

区内各所で区がPCR検査を実施できるよう、陰圧装置や除菌システムを完備したバスを1台導入します。

検査内容等	診察・検体採取 対象者：軽症者及び濃厚接触者で無症状者
実施場所	区施設（保健センター駐車場等を予定）
事業規模	1日当たり40件程度
スケジュール	10月から運用開始

【問い合わせ先】健康推進課 3391-1355

保健予防課 3391-1025

○PCR検査機器等の追加整備

2,734万円

杉並保健所生活衛生課分室（旧杉並区衛生試験所）でPCR検査を実施する準備を進めていますが（令和2年5月20日に補正予算計上）、1日当たりの検査可能件数の増加を図るため、PCR検査機器を追加配備します。

検査内容等	区内医療機関等で採取した検体について、生活衛生課分室において検査判定を行う。
実施場所	杉並保健所生活衛生課分室（旧杉並区衛生試験所） 高井戸東三丁目20番3号
事業規模	1日当たり20～40件程度 （当初設置機器による検査分とあわせて1日当たり最大50件程度）
スケジュール	PCR検査機器追加配備次第実施予定

【問い合わせ先】生活衛生課 3391-1991

第2波・第3波への備えの取組

2 新型コロナウイルス感染症クラスター予防対策

707万円

いわゆる「夜の街」におけるクラスターの発生を防止するため、区内のバー、キャバレー、スナック等の経営者、従業員を対象とした感染症対策の充実・強化に向けた専門家による研修や、区との意見交換会等を行います。また、当該研修会等に参加し、かつ感染症対策に取り組む経営者と従業員を対象に、PCR検査に係る経費の一部を助成します。

対象	バー、キャバレー、スナック等の接待を伴う飲食店
内容等	○バー、キャバレー等を対象とした感染症対策専門家による研修会及び区との意見交換会の実施 ○区とバー、キャバレー等との連絡会の開催 ○PCR検査費用の一部助成 自己負担 3,000円（約1割）
経費	啓発経費 30万6,320円 PCR検査経費助成等 675万8,000円
スケジュール	7月から開始

【問い合わせ先】健康推進課 3391-1355

保健予防課 3391-1025

コロナとともに日常生活を取り戻す取組

3 商店街及び飲食店等の支援

3億8,236万円

区内商店街が実施する「(仮称)お買い物で当たる!商店街応援キャンペーン」事業に対して補助金を交付し、商店街の利用促進を図ります。また、区内飲食店等に対して、アクリル板や消毒用アルコール等の購入費用の助成を行い、事業の再開及び継続を支援します。

○「(仮称)お買い物で当たる!商店街応援キャンペーン」事業への助成

2億4,600万円

外出自粛等の影響により打撃を受けた区内商店街が利用促進を図るため、各商店街で使用できる「お買い物券」を抽選でプレゼントするキャンペーンを実施するにあたり、区がキャンペーンに係る経費を助成します。

賞品概要	各回約1億円、総額約2億円分のお買い物券
スケジュール	キャンペーンは年度内に2回実施 第1回:9月~12月末頃 第2回:11月~2月末頃

○中小事業者環境整備支援事業

1億3,636万円

区内飲食店等の営業の再開及び継続を支援するため、令和2年4月から9月までの間に購入した飛沫防止対策用品、衛生用品等に対して、1店舗につき上限3万円を助成します。

対象	区内飲食店等 約3,800店舗
助成額	1億1,400万円(上限30,000円×3,800店舗) 助成率10/10
申請方法	9月30日までに郵送で申請

【問い合わせ先】産業振興センター 5347-9134

事業の継続等

4 障害福祉・介護保険サービスの事業継続支援

1億2,360万円

新型コロナウイルス感染拡大による利用者減などの影響を受けた障害福祉サービス事業所及び介護保険サービス事業者に対し、引き続きサービスの提供を行えるよう「事業継続支援金」を助成します。

対象	令和2年4・5月分のサービス提供に係る減収額が一定規模の障害福祉サービス事業所・介護保険サービス事業者
助成額	減収額の1/2相当額。ただし、1事業者（障害福祉サービスについては1事業所）当たり上限100万円
事業規模	障害福祉サービス 約85事業所 3,900万円 介護保険サービス 約170事業者 8,460万円
スケジュール	8月から申請受付

【問い合わせ先】 障害者施策課 内線 1141
介護保険課 内線 1311

第2波・第3波への備えの取組

5 区立学校における情報教育の推進と感染症対策・学習保障等の支援

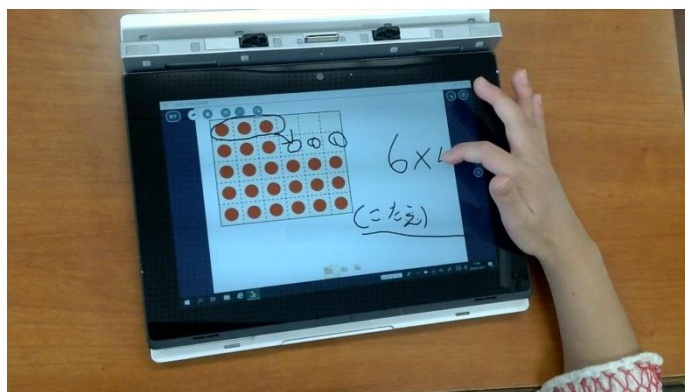
14億4,137万円

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、より確実に子どもの学びの機会を確保するため、区立学校の全児童・生徒に1人1台のタブレットPCを配備するとともに、感染症対策や児童・生徒への学習保障の取組を、校長判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう、各区立学校に対して200万～400万円を配分します。また、集団感染リスクを避けるために必要なマスクや手洗い石鹸などを各区立学校に配布します。

○児童・生徒1人1台タブレットPCの配備

12億2,624万円

感染拡大により再び臨時休業等が発生した際においてもオンライン学習等により学びの環境を確保するとともに、平時における情報活用能力育成のための環境整備を確実に進めるために、区立学校に在籍する全児童・生徒に1人1台のタブレットPCを配備します。



対象	区立学校に在籍する全児童・生徒
主な経費	端末購入費 8億5,500万円 (19,000台×45,000円)
スケジュール	令和2年11月～ 各校タブレットPC納品・設定 令和2年12月～ 1人1台専用のタブレットPCによる授業を順次開始

○学校再開に伴う感染症対策・学習保障等の支援

1億9,700万円

各区立学校の状況に応じて校長が迅速かつ柔軟に新型コロナウイルス感染症対策を講じることができるよう、各区立学校に対して、学校規模に応じて200～400万円を配分します。

※想定される取り組み例

- ・教室等の換気のための防虫用網戸の設置
- ・密集を回避するための校外学習時のバス増便
- ・水道蛇口のレバーハンドル化
- ・飛沫防止のための仕切り板の購入 など

○感染症対策のためのマスク等購入

1,813万円

マスクや手洗い石鹸などの感染防止物品、及び保健室で使用する防護服セットやベッド用ロールシート等について、教育委員会で一括購入して各区立学校に配布します。

【問い合わせ先】 庶務課 内線 1601

学務課 内線 1621

済美教育センター 3311-0021

その他の事業の概要

(1)第2波・第3波への備えの取組

区立施設等における新しい生活様式への対応	7,410万円
<p>区民が安心して区立施設等を利用できるよう、サーモグラフィカメラや飛沫防止シートの設置など、各種の感染予防対策を講じる。</p> <p>○対象施設 集会施設、杉並芸術会館、体育施設、学校開放施設、図書館、済美教育センター、特別支援教育施設、杉並公会堂</p> <p>○事業規模 120 施設程度</p> <p>【問い合わせ先】 地域施設担当 内線 3791、文化・交流課 内線 3781 スポーツ振興課 内線 1671、学校支援課 内線 1641 済美教育センター 3311-0021、特別支援教育課 5929-9481 中央図書館 6304-9010</p>	
区立施設トイレ手洗い場などの自動水栓化	6,942万円
<p>感染リスクを減らすため、多数の区民が利用する区立施設等[*]のトイレ手洗い場などについて自動水栓化する。※区有建物に限る</p> <p>○対象施設 区立学校、高齢者施設、学童クラブ、区営住宅集会室、土木事務所、区立公園、清掃関連施設、済美教育センター</p> <p>○事業規模 800 か所程度</p> <p>【問い合わせ先】高齢者施策課 内線 1161、高齢者在宅支援課 内線 3231 児童青少年課 内線 4401、みどり公園課 内線 3571、住宅課 内線 3531 杉並清掃事務所 3392-7281、学校整備課 内線 1681 済美教育センター 3311-0021</p>	

(2)コロナとともに日常生活を取り戻す取組

児童虐待対策の強化	380万円
<p>外出自粛等の影響により児童虐待相談件数が増加傾向にある中、児童虐待防止を図るため、日帰り型のショートステイ事業の新設、家事援助サービスの拡充を行う。</p> <p>○対 象 一時的に児童の養育が困難な家庭、要保護・要支援児童及び特定妊婦のいる家庭</p> <p>○実施内容 乳児院・児童養護施設等における短時間預かり・親子同席の子育て相談の実施、食事づくり・栄養知識習得の支援</p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】子ども家庭支援担当 5929-1902</p>	
オンラインを活用した会議・相談等の実施	4,696万円
<p>人と人との接触を避けるなどの観点から、会議や相談等をオンライン形式で実施できる環境を整備する。</p> <p>○対象事業 区民及び事業者等との会議、区民との相談業務等</p> <p>○事業規模 専用機器 171 台(区職員用 80 台、委託事業(ケア24、ゆうゆう館)用 91 台)</p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 情報政策課 内線 1741、高齢者施策課 内線 1161 高齢者在宅支援課 内線 3231</p>	
建築確認等の手続きの簡素化	570万円
<p>対面による接触時間の短縮とサービスの向上を図るため、建築確認などの行政手続きにおいて、区と民間建築審査機関との書類のやりとりをオンライン化するとともに、証明書等交付機を導入する。</p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 建築課 内線 3321</p>	
行政のデジタル化の推進	510万円
<p>遠隔型や非接触型の業務・サービスの必要性が高まる中、外部コンサルタントを活用し、区業務の分析を行った上で、行政手続きの簡素化やデジタル化の検討を進める。</p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 情報政策課 内線 1741</p>	

高齢者を元気づける応援事業	680万円
<p>コロナ禍で閉じこもりがちとなった高齢者に対して、閉そく感や不安感を和らげ元気づけるため、音楽・映像コンテンツを制作し、ネット配信及び介護施設等へDVDの配布を行う。</p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 高齢者施策課 内線 1161</p>	

(3)雇用の維持・事業の継続等

地域コミュニティバスの運行支援	520万円
<p>南北バス「すぎ丸」が引き続き区民の身近な足として事業継続ができるよう、運行する事業者に対して、減収を軽減するための助成を行う。</p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 交通施策担当 内線 3511</p>	

小学校移動教室継続に係る事業者支援	2,500万円
<p>小学校の移動教室が次年度以降、安定的に実施できるよう、富士学園、弓ヶ浜クラブ運営事業者に対し、今年度の中止に伴う減収を軽減するための助成を行う。</p> <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 学務課 内線 1621</p>	

雇用維持・雇用機会の確保	1,659万円
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により失業した者等の雇用創出を図りながら区民サービスの向上を図るため、建築確認のデータ照合等を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務内容 建築確認のデータ照合、自転車駐車場・集積所の施設図面の電子化 ○受託者による雇用規模 20名程度 <p style="text-align: right;">【問い合わせ先】 土木管理課 内線 3401 建築課 内線 3321</p>	



<連絡先>

杉並区役所 03-3312-2111 (代表)

広報課直通 03-3312-6855

第 6 期杉並区障害福祉計画及び第 2 期杉並区障害児福祉計画 の策定について

1 計画策定の背景・趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第 88 条の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」といいます。)を定めるものとされています。また、児童福祉法第 33 条の 20 の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」といいます。)を定めるものとされています。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定めるため、国の基本指針について必要な改正が行われたところです(令和 2 年 5 月 19 日付け告示改正)。

このことに伴い、「第 6 期杉並区障害福祉計画」及び「第 2 期杉並区障害児福祉計画」の策定を行います。

2 計画の位置付け

(1) 「第 6 期杉並区障害福祉計画」及び「第 2 期杉並区障害児福祉計画」の位置付け

「第 6 期杉並区障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

また、「第 2 期杉並区障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされています。

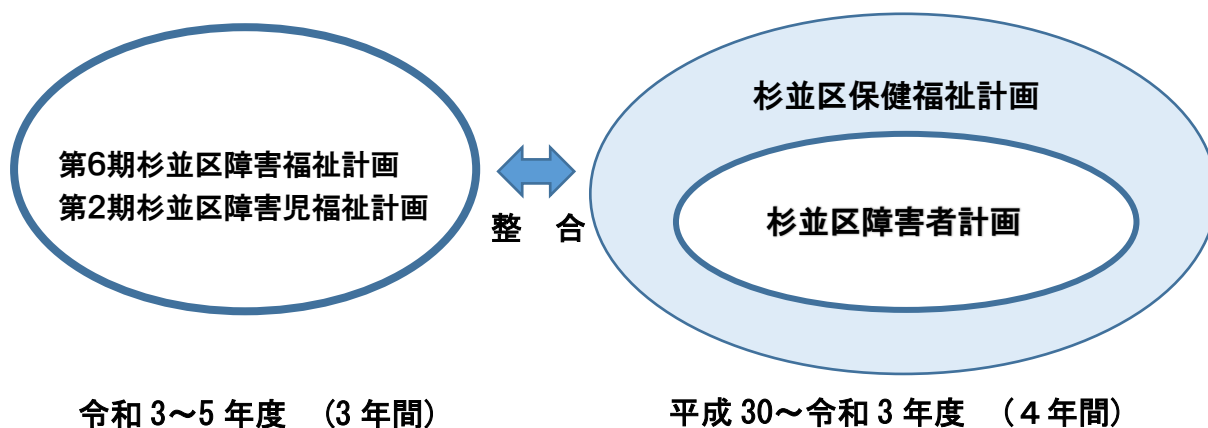
- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
区では、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

(2) 他の計画との整合

「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」は、障害者基本法に規定する障害者計画である「杉並区障害者計画」を内包する「杉並区保健福祉計画」等の計画との整合を図りながら策定します。

(参考)「杉並区障害者計画」との関係

	第6期杉並区障害福祉計画 第2期杉並区障害児福祉計画	杉並区障害者計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20	障害者基本法第11条
趣 旨	国の基本指針に即し、区の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量などを定める計画	障害者の状況等を踏まえた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画
位置付け	杉並区保健福祉計画と整合を図りながら策定	杉並区保健福祉計画に包含して策定
計画期間	令和3～5年度（3年間） ※国の基本指針による	平成30～令和3年度（4年間） ※杉並区保健福祉計画による

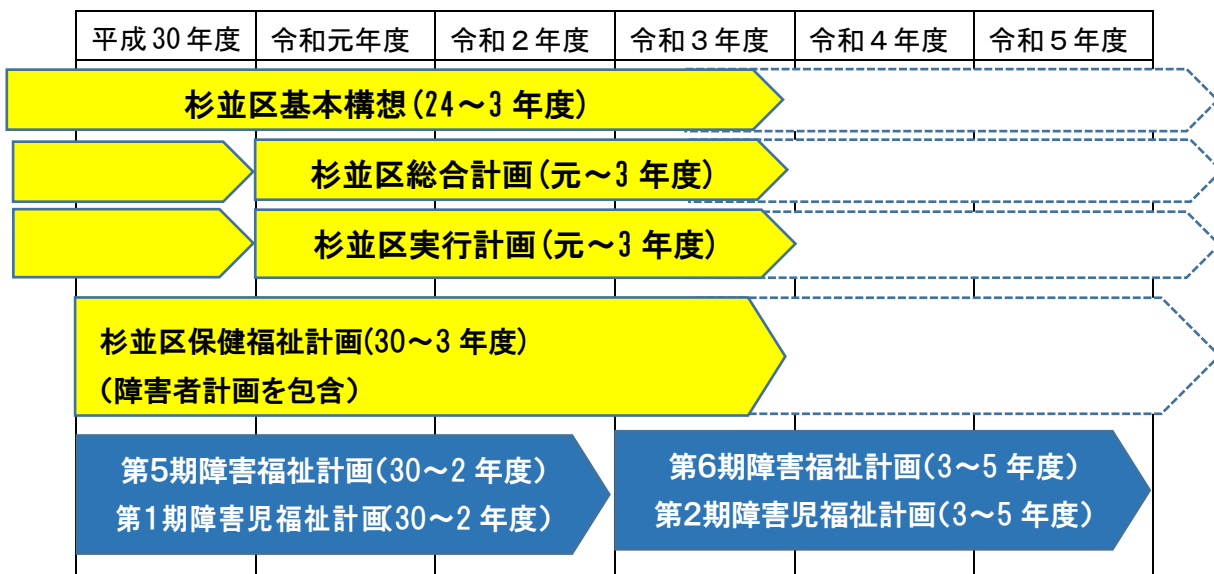


3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化等に柔軟・的確な対応を図るため、令和4年度を目途に、「第6期杉並区障害福祉計画」及び「第2期杉並区障害児福祉計画」の必要な見直しを行うこととします。

各関連計画の期間は、次のとおりです。



4 今後の進め方

障害者総合支援法等の規定により、計画の策定に当たっては（自立支援）協議会の意見を聴くこととされていることから、杉並区障害者地域自立支援協議会及び同協議会のもとに設置した計画部会、杉並区障害者福祉推進連絡協議会において、計画策定に向けた検討を行います。

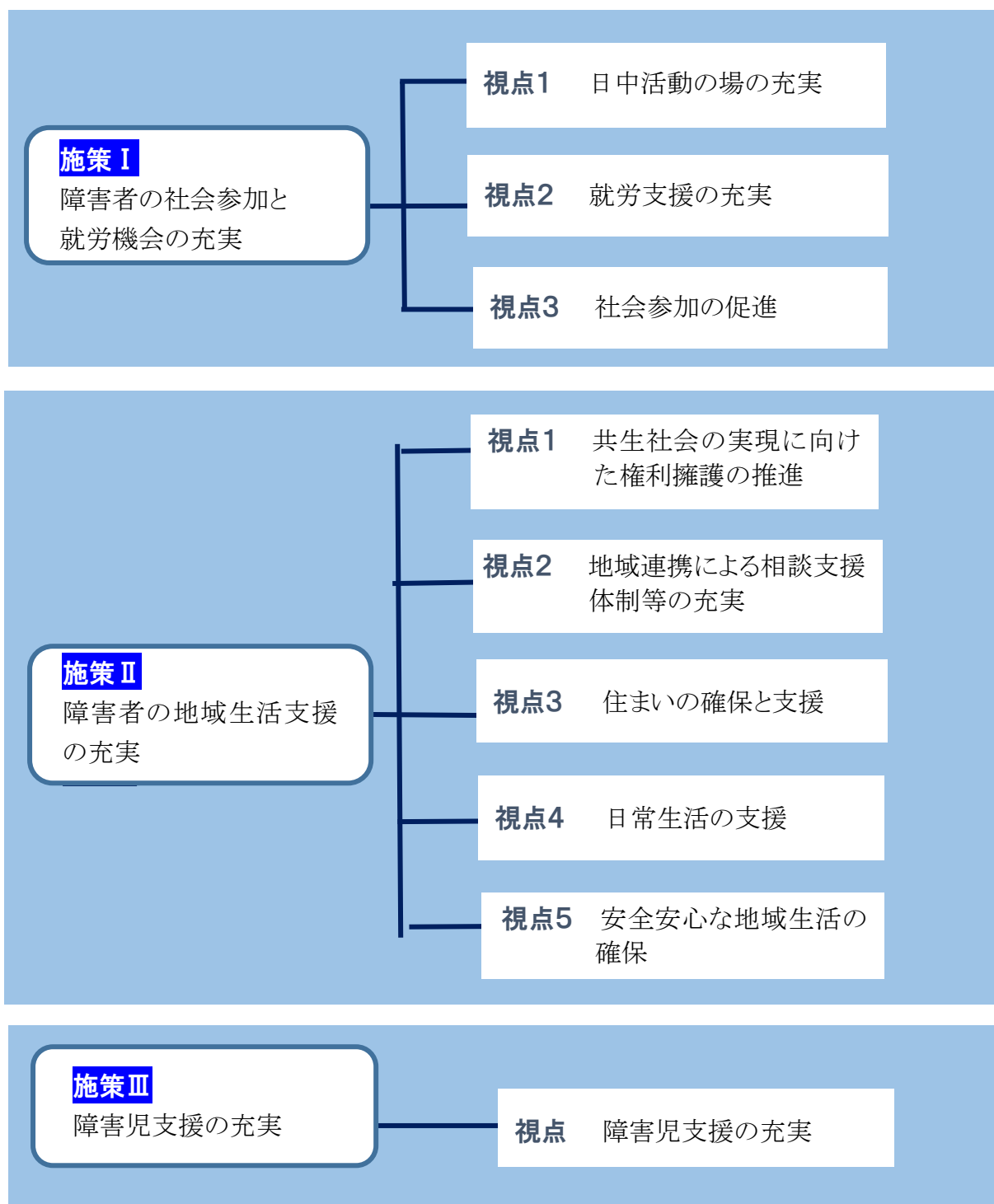
(1) 今後の予定(案)

月	会議等	内容
7月	杉並区障害者地域自立支援協議会	・計画策定の進め方等について
	杉並区障害者地域自立支援協議会 計画部会(第1回)	・計画策定の進め方等について ・現計画の進捗状況と次期計画の方向性について
8月	杉並区障害者地域自立支援協議会 計画部会(第2回)	・計画の素案について
9月	杉並区障害者地域自立支援協議会	・計画の素案の報告
	杉並区障害者福祉推進連絡協議会	
12月	区民等の意見提出手続き	
	杉並区障害者地域自立支援協議会 計画部会(第3回)	・区民等の意見提出手続きの実施状況について ・計画の案について
3月	杉並区障害者地域自立支援協議会	・計画の案の報告
	杉並区障害者福祉推進連絡協議会	

障害福祉施策の体系

障害福祉施策全体の体系は、「杉並区保健福祉計画」に包含されている「杉並区障害者計画」のとおりです。今年度は、この体系については変更がありません。

○ 障害福祉施策とその推進に向けた視点



**第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る
令和2年度の進捗状況**

障害福祉計画・障害児福祉計画の計画数値

1 成果目標

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	目標値			実績		達成状況 (令和元年度時点)	達成状況についての分析	国の指針が掲げる目標 (令和5年度時点)	区に当て はめた値	計画の方向性 (事務局案)	計画の方向性に関する補足説明
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度						
福祉施設から一般就労への移行者数	48人	53人	60人	61人	61人	達成	目標達成の要因として、平成30年度の雇用促進法改正による法定雇用率の引き上げ、精神障害者が雇用率換算の対象になったこと等により、企業における障害者雇用が進んだことが影響していると思われる。 元年度においては、目標値は達成しているものの30年度と同数であり、退職者とその補充で増減0となっていると思われる。今後も、法改正等がなければ、大幅な増加は見込めない。	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすること基本とする。	78	区の実態に合わせて目標を設定する方向	就労移行支援事業所からの就労は一定数の増加が見込まれる。A型やB型等その他のサービス利用者は比較的重度の方が多く、直接就労する者の数は増加しないと思われる。 その他のサービスから直接就労することを進めるより、就労移行支援へサービス変更することでスモールステップを踏みながら着実に就労へ向かう体制を作りたい。そのため、現在も取り組んでいる移行支援ネットワーク会議や働きかたサポート部会を通し、サービス種別を超えたネットワーク作りを強化したい。
うち区内福祉施設から一般就労への移行者数	24人	27人	30人	23人	26人	未達成		—	—	—	
うち就労定着支援事業の利用者数（新規）	—	—	—	10人	—	—	—	一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援を利用することを基本とする。	55	区の実態に合わせて目標を設定する方向	サービスとしての就労定着支援を利用せず、市町村就労支援事業を直に利用する方もいる。利用者の実情に合わせ必要な支援へつなげていく。
就労移行支援事業利用者数	192人	202人	212人	243人	233人	達成	○ 国の指針では、平成28年度の利用者数の1.2倍以上とする目標であり、区もこれと同程度（令和元年度末で1.16倍）の目標を掲げた。令和元年度の実績は1.34倍であった。 ○ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により4～5月は新規利用や外出の自粛などの影響からサービス利用の実績数は減少する見込み。 ○ 就労移行支援事業を利用して就労するという流れが浸透してきており、特に精神障害者や発達障害者が自らインターネット等で調べ、見学や体験を経てサービス利用を申請するケースが多く、利用者数の増加が見られた。	—	—	—	—
利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	20%	30%	50%	67%	71%	達成	目標値達成の要因としては、各事業所の取組に加え、①法定雇用率の引き上げ、②精神障害者が雇用率換算の対象になったことにより、企業における障害者雇用が進んだことが影響していると思われる。 区内就労移行支援事業所の連絡会等も開催され、相互での支援力向上も見込まれることから、令和2年度においては元年度実績を上回るものと思われる。	—	—	—	—

就労移行支援事業から一般就労への移行実績（新規）	—	—	—	56人	53人	—	—	令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。	69	指針どおりの方向	就労移行支援事業所からの就労は一定数の増加が見込まれる。A型やB型等その他のサービス利用者は比較的重度の方が多く、直接就労する者の数は増加しないと思われる。
就労継続支援A型事業から一般就労への移行実績（新規）	—	—	—	2人	1人	—	—	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。	2	指針どおりの方向	その他のサービスから直接就労することを進めるより、就労移行支援へサービス変更することでスモールステップを踏みながら着実に就労へ向かう体制を作りたい。そのため、現在も取り組んでいる移行支援ネットワーク会議や働きかたサポート部会を通し、サービス種別を超えたネットワークの強化を目指す。
就労継続支援B型事業から一般就労への移行実績（新規）	—	—	—	3人	5人	—	—	令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指すこととする。	7	区の実態に合わせて目標を設定する方向	
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	80%	80%	—	81%	達成	目標達成の要因として、各事業所の取組に加え、計画相談のモニタリング等を通し個々のニーズに適した支援を都度確認すること、行政も適宜その支援方法の確認をし必要に応じ助言をすることなどが、目標値の達成につながっていると思われる。定着支援事業には高度なスキルが求められるが、ネットワークを活用しての研修や関係機関との連携等により、令和2年度についても元年度実績を維持できる見込みである。	—	—	—	—
利用者の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合（新規）	—	—	—	50%	75%	—	—	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	7割以上	指針どおりの方向	定着支援事業のネットワークを作り、支援力向上をめざす、就労後1年後の定着率だけに着目せず、長期にわたる継続就労を支えられる仕組み作り。

(2) 地域連携による相談支援体制等の充実

事項	目標値			実績		達成状況 (令和元年度時点)	達成状況についての分析	国の指針が掲げる目標 (令和5年度時点)	区に当てはめた値	計画の方向性 (事務局案)	計画の方向性に関する補足説明
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度						
地域生活拠点の確保	検討	検討	設置	検討	検討	達成	相談機能を担う基幹相談支援センターの設置やコーディネーターの配置、緊急時の受入れ・対応の機能を担う緊急ショートへの委託に向けて準備を進めている。	1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。	確保	指針どおりの方向	①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの機能を面的に確保できるよう、引き続き地域自立支援協議会等において検討する。
地域生活拠点の運用状況の検証・検討（新規）	—	—	—	検討	検討	—	—	—	検証・検討	指針どおりの方向	地域生活拠点については、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討していく手法・場を検討する。

(3) 施設入所者の地域生活への移行

事項	目標値			実績		達成状況 (令和元年度時点)	達成状況についての分析	国の指針が掲げる目標 (令和5年度時点)	区に当てはめた値	計画の方向性 (事務局案)	計画の方向性に関する補足説明
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度						
地域移行者数	8人	10人	13人	2人	6人	未達成	<p>○ 国の指針では、平成28年度末の施設入所者のうち9%が地域移行する目標であったが、区では、12.3%（令和元年度末で7.8%）の目標を掲げた。令和元年度の実績は3.8%であった。</p> <p>○ 長年入所している利用者が多く、また、家族の高齢化等により環境を変えることについての準備や理解に時間が掛かっていることによると考えられる。</p>	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	17	区の実態に合わせて目標を設定する方向	入所施設からの地域移行については、第5・6期の自立支援協議会地域移行促進部会で集中的に検討した。ここ数年続いている支援者不足の解消や、重度対応型のグループホームの新設等が整わないと地域移行を積極的に進められないこと、地方の施設から誰が支援して地域に戻すか等課題が多々あることを確認した。現在は、支援者の確保・定着について取組を始めたところである。
施設入所者数 ※	287人	279人	268人	286人	271人	達成	<p>○ 国の指針では、令和2年末の施設入所者を、平成28年度末時点から2%削減する目標であったが、区では、8.5%（令和元年度末で4.8%）削減の目標を掲げた。令和元年度の実績は7.5%減であった。</p> <p>○ 地域移行者に加え、入所者が高齢により高齢者施設へ移ったり死亡したこと等による。</p>	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	266	区の実態に合わせて目標を設定する方向	施設入所者の重度化が進んでおり、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分とはいえずに地域移行が進まない状況があることを考慮すると、施設入所者の数は、ここ数年の推移と変化がないことが想定される。
うち都外施設入所者数	127人	121人	113人	121人	111人	達成		—	—	—	—

※施設入所者数は、各年度末の人数

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【障害児福祉計画】

事項	目標値			実績		達成状況 (令和元年度時点)	達成状況についての分析	国の指針が掲げる目標 (令和5年度時点)	区に当てはめた値	計画の方向性 (事務局案)	計画の方向性に関する補足説明
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度						
児童発達支援センターの箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	達成	—	各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。	1か所以上	指針どおりの方向	—
保育所等訪問支援体制を実施する事業所数	1か所	1か所	1か所以上	2か所	2か所	達成	—	全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	1か所以上	指針どおりの方向	—
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	達成	—	各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。	1か所以上	指針どおりの方向	—

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2か所以上	2か所以上	2か所以上	2か所	2か所	達成	—	各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。	1か所以上	指針どおりの方向	—
医療的ケア児支援のための協議場の設置	実施	実施	実施	実施	実施	達成	—	各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議場の設置することを基本とする。	実施	指針どおりの方向	医療的ケア児の協議の場については、平成28年度より不定期で実施している、医療的ケア児を支援する支援者連絡会を置き換えてきたが、国の示す協議の場の構成メンバーを網羅していないことから、今後は委員構成を見直し体制を整える予定。現在区内部で調整を図っている。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(新規)	—	—	—	検討	検討	—	—	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	配置	区の実態に合わせて目標を設定する方向	医療的ケア児の協議の場を設置した上で、今後の区としての方向性を確認する中で、配置を検討する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

事項	目標値			実績		達成状況 (令和元年度時点)	達成状況についての分析	国の指針が掲げる目標 (令和5年度時点)	区に当てはめた値	計画の方向性 (事務局案)	計画の方向性に関する補足説明
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度						
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保(新規)	—	—	—	(指標を検討中)	(指標を検討中)	—	—	各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	確保	指針どおりの方向	新たに設置する基幹相談支援センターを中心に、①総合的・専門的な相談支援の実施、②相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、③地域の相談機関との連携強化のあり方を検討・実施する。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

事項	目標値			実績		達成状況 (令和元年度時点)	達成状況についての分析	国の指針が掲げる目標 (令和5年度時点)	区に当てはめた値	計画の方向性 (事務局案)	計画の方向性に関する補足説明
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度						
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築(新規)	—	—	—	(指標を検討中)	(指標を検討中)	—	—	別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	構築	指針どおりの方向	障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なサービス等が提供できているのかの検証、また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するための体制の構築について検討・実施する。

2 活動指標

(1) 障害福祉サービス

※1月あたり

○訪問系サービス					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年3月	令和2年3月
居宅介護 (身体介護)	269人	277人	285人	266人	264人
	4,030時間	4,175時間	4,296時間	3,793時間	3,746時間
居宅介護 (家事援助)	191人	205人	220人	164人	157人
	1,242時間	1,472時間	1,580時間	978時間	917時間
重度訪問介護	36人	38人	41人	33人	35人
	11,952時間	12,925時間	13,945時間	11,699時間	10,294時間
行動援護	10人	11人	13人	10人	17人
	380時間	443時間	546時間	393時間	688時間
同行援護	133人	133人	133人	144人	127人
	2,660時間	2,926時間	3,325時間	3,369時間	2,481時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
○日中活動系サービス					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年3月	令和2年3月
生活介護	702人	742人	742人	703人	705人
	15,737人日分	16,645人日分	16,645人日分	13,595人日分	14,072人日分
自立訓練 (機能訓練)	5人	5人	5人	7人	3人
	69人日分	69人日分	69人日分	141人日分	46人日分
自立訓練 (生活訓練)	23人	25人	28人	18人	25人
	376人日分	408人日分	459人日分	334人日分	446人日分
就労移行支援	108人	116人	124人	105人	95人
	1,797人日分	1,930人日分	2,062人日分	1,898人日分	1,800人日分
就労継続支援A型	31人	31人	31人	35人	38人
	586人日分	586人日分	586人日分	696人日分	723人日分
就労継続支援B型	853人	888人	903人	875人	822人
	12,623人日分	13,141人日分	13,363人日分	12,500人日分	12,487人日分
就労定着支援	24人	26人	30人	33人	41人
	46人日分	50人日分	58人日分	59人日分	71人日分
療養介護	43人	43人	43人	47人	49人

○短期入所サービス					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年3月	令和2年3月
短期入所(福祉型)	206人	210人	214人	150人	121人
	824人日分	840人日分	856人日分	510人日分	421人日分
短期入所(医療型)	21人	22人	23人	17人	15人
	84人日分	88人日分	92人日分	69人日分	67人日分
○居住系サービス等					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年3月	令和2年3月
自立生活援助	38人	40人	43人	3人	2人
共同生活援助 (グループホーム)	367人	382人	400人	364人	398人
施設入所支援	287人	279人	268人	278人	268人
地域生活支援拠点等の設置 箇所数(新規)	—	—	—	0	0
地域生活支援拠点等の機能 の充実に向けた検証・検討の 実施回数(新規)	—	—	—	(指標を検討中)	(指標を検討中)
○相談支援					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年3月	令和2年3月
計画相談支援	446人	446人	446人	512人	619人
地域移行支援	7人	8人	9人	3人	3人
地域定着支援	1人	2人	3人	3人	7人

(2) 障害児を対象としたサービス【障害児福祉計画】

○障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年3月	令和2年3月
児童発達支援	1,267人	1343人	1,383人	1028人	1021人
	4,401人日分	4,665人日分	4,805人日分	4,246人日分	4,074人日分
医療型児童発達支援	1人	1人	1人	0人	1人
	14人日分	14人日分	14人日分	0人日分	9人日分
放課後等デイサービス	432人	411人	390人	432人	385人
	4,488人日分	4,039人日分	3,837人日分	3,945人日分	2,654人日分
保育所等訪問支援	251人	398人	498人	16人	12人
	251人日分	398人日分	498人日分	20人日分	16人日分
居宅訪問型児童発達支援	4人	4人	4人	0人	2人
	20人日分	20人日分	20人日分	0人日分	4人日分
障害児相談支援	134人	146人	148人	85人	105人

※2段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

(3) その他新規項目

○発達障害者等に対する支援					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(新規)	—	—	—	63人	37人
ペアレントメンターの人数(新規)	—	—	—	(指標を検討中)	(指標を検討中)
ピアサポートの活動への参加人数(新規)	—	—	—	76人	88人
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(新規)	—	—	—	3回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(新規)	—	—	—	48人	34人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(新規)	—	—	—	0	0
精神障害者の地域移行支援の利用者数(新規)	—	—	—	3人	6人
精神障害者の地域定着支援の利用者数(新規)	—	—	—	0人	0人
精神障害者の共同生活援助の利用者数(新規)	—	—	—	5人	13人
精神障害者の自立生活援助の利用者数(新規)	—	—	—	1人	2人
○相談支援体制の充実・強化のための取組					
事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度

サ	平	令	令	平	令
ブ	成	和	和	成	和
	30	元	2	30	元
	年	年	年	年	年
	度	度	度	度	度
総合的・専門的な相談支援の実施(新規)	—	—	—	28143件	27274件
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数(新規)	—	—	—	(指標を検討中)	(指標を検討中)
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(新規)	—	—	—	初任者研修 計画作成研修(3回) 立ち上げ支援研修(3回)	初任者研修 計画作成研修(2回) 立ち上げ支援研修(2回)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(新規)	—	—	—	相談支援部会(2回)	相談支援部会(4回)

○障害福祉サービスの質を向上させるための取組

事 項	見込量			実績	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度
都が実施する研修への区職員 の参加人数(新規)	—	—	—	(指標を検討中)	(指標を検討中)
障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有 回数(新規)	—	—	—	(指標を検討中)	(指標を検討中)

(4) 地域生活支援事業

事項	単位	見込量			実績	
		30年度	令和元年度	令和2年度	元年3月	2年3月
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業所	設置数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
② 基幹相談支援センター	設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③ 相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
④ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(6) コミュニケーション支援						
① 手話通訳者派遣	月間派遣回数	84回	86回	88回	90回	100回
② 要約筆記者派遣	月間派遣回数	14回	15回	15回	9回	7回
(7) 日常生活用具給付						
① 介護訓練支援用具	年間件数	26件	28件	30件	31件	21件
② 自立生活支援用具	年間件数	110件	110件	110件	66件	67件
③ 在宅療養等支援用具	年間件数	115件	115件	115件	54件	91件
④ 情報・意思疎通支援用具	年間件数	105件	105件	105件	101件	171件
⑤ 排泄管理支援用具	年間件数	7,365件	7,365件	7,365件	6,557件	6,251件
⑥ 住宅改修費	年間件数	32件	33件	34件	27件	26件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	年間登録者数	160人	163人	165人	135人	133人
(9) 移動支援事業	月間利用者数	794人	826人	859人	740人	599人
	月間利用時間	13,483時間	13,753時間	14,028時間	13,660時間	9,725時間
(10) 地域活動支援センター	月間利用者数	125人	125人	125人	124人	129人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
(11) 盲人ホーム	月間利用者数	10人	10人	10人	9人	9人
(12) 訪問入浴サービス	月間利用者数	110人	110人	110人	84人	81人
	月間利用回数	260回	260回	260回	191回	194回
(13) 日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	月間利用者数	84人	84人	84人	48人	50人
	月間利用日数	80日分	80日分	80日分	55日分	42日分

1 障害者数の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

手帳種別	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①身体障害者手帳	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700
	対人口構成比(%)	2.47	2.42	2.26	2.20	2.20
②愛の手帳	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636
	対人口構成比(%)	0.42	0.43	0.44	0.45	0.46
③精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325
	対人口構成比(%)	0.60	0.64	0.65	0.68	0.75
手帳所持者(①+②+③)合計	人数(人)	19,191	19,407	18,821	19,027	19,661
	対人口構成比(%)	3.49	3.49	3.35	3.33	3.41
人口	人数(人)	549,998	555,897	562,065	571,512	576,093

※各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えています。
 ※平成29年度までは、身体障害者手帳所持者で重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっていますが、平成30年度は手帳所持者実人数となっています。なお、平成29年度以前と同様の集計だと、令和元年度は13,196人、令和2年度は13,323人です。

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	人数(人)	329	335	312	334	314
	構成比(%)	2.43	2.49	2.45	2.66	2.47
18歳～64歳	人数(人)	3,984	3,926	3,780	3,705	3,860
	構成比(%)	29.37	29.15	29.69	29.46	30.39
65歳以上	人数(人)	9,251	9,206	8,638	8,537	8,526
	構成比(%)	68.20	68.36	67.86	67.88	67.13
総数	人数(人)	13,564	13,467	12,730	12,576	12,700

各年4月1日現在

<障害程度別>

障害程度	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	人数(人)	5,053	5,040	4,967	4,431	4,432
	構成比(%)	37.25	37.42	37.37	33.58	33.27
2級	人数(人)	2,035	1,975	1,947	1,884	1,938
	構成比(%)	15.00	14.67	14.65	14.28	14.55
3級	人数(人)	2,250	2,216	2,169	2,347	2,328
	構成比(%)	16.59	16.46	16.32	17.79	17.47
4級	人数(人)	3,049	3,034	2,992	3,210	3,261
	構成比(%)	22.48	22.53	22.51	24.33	24.48
5級	人数(人)	620	640	647	695	709
	構成比(%)	4.57	4.75	4.87	5.27	5.32
6級	人数(人)	557	562	569	629	655
	構成比(%)	4.11	4.17	4.28	4.77	4.92
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323

各年4月1日現在。重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっています。

<障害種類別>

障害種類	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
肢体不自由	人数(人)	6,579	6,425	6,225	6,088	6,093
	構成比(%)	48.50	47.71	46.84	46.14	45.73
内部障害	人数(人)	4,742	4,799	4,822	4,850	4,924
	構成比(%)	34.96	35.64	36.28	36.75	36.96
視覚障害	人数(人)	979	968	953	949	978
	構成比(%)	7.22	7.19	7.17	7.19	7.34
聴覚・平衡 機能障害	人数(人)	992	999	1,099	1,022	1,035
	構成比(%)	7.31	7.42	8.27	7.74	7.77
音声・言語、 咀嚼機能障害	人数(人)	272	276	192	287	293
	構成比(%)	2.01	2.05	1.44	2.17	2.20
総数	人数(人)	13,564	13,467	13,291	13,196	13,323

各年4月1日現在。重複障害の方は、それぞれの障害種別ごとに人数を計上していますので、手帳所持者実人数より多くなっています。

(3) 愛の手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	人数(人)	533	566	583	605	629
	構成比(%)	22.93	23.54	23.78	23.71	23.86
18歳以上	人数(人)	1,624	1,664	1,699	1,767	1,816
	構成比(%)	69.88	69.22	69.29	69.24	68.89
65歳以上	人数(人)	167	174	170	180	191
	構成比(%)	7.19	7.24	6.93	7.05	7.25
総数	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636

各年4月1日現在

<障害程度別>

障害程度	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1度	人数(人)	71	73	71	72	71
	構成比(%)	3.06	3.04	2.90	2.82	2.69
2度	人数(人)	667	679	696	716	750
	構成比(%)	28.70	28.24	28.38	28.06	28.45
3度	人数(人)	606	614	610	633	635
	構成比(%)	26.08	25.54	24.88	24.80	24.09
4度	人数(人)	980	1,038	1,075	1,131	1,180
	構成比(%)	42.17	43.18	43.84	44.32	44.76
総数	人数(人)	2,324	2,404	2,452	2,552	2,636

各年4月1日現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

<年齢区分別>

年齢区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
65歳未満	人数(人)	2,924	3,132	3,232	3,455	3,855
	構成比(%)	88.53	88.57	88.82	88.61	89.13
65歳以上	人数(人)	379	404	407	444	470
	構成比(%)	11.47	11.43	11.18	11.39	10.87
総数	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

各年3月31日現在

<障害程度別>

障害程度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	人数(人)	181	208	221	217	231
	構成比(%)	5.48	5.88	6.07	5.57	5.34
2級	人数(人)	1,634	1,733	1,781	1,924	2,140
	構成比(%)	49.47	49.01	48.94	49.35	49.48
3級	人数(人)	1,488	1,595	1,637	1,758	1,954
	構成比(%)	45.05	45.11	44.98	45.09	45.18
総数	人数(人)	3,303	3,536	3,639	3,899	4,325

各年3月31日現在

(5) 難病医療費等助成認定者数の推移

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成認定者	人数(人)	5,050	5,194	4,424	4,715	4,724

各年3月31日現在

(6) 等級別・年齢別の手帳所持者数

<身体障害者手帳>

	単位	18歳未満	18～64歳	65歳以上	総数
1級	人数(人)	171	1,272	2,989	4,432
2級	人数(人)	65	815	1,058	1,938
3級	人数(人)	60	680	1,588	2,328
4級	人数(人)	27	765	2,469	3,261
5級	人数(人)	9	277	423	709
6級	人数(人)	19	216	420	655
総数	人数(人)	351	4,025	8,947	13,323

令和2年4月1日現在

<愛の手帳>

	単位	18歳未満	18～64歳	65歳以上	総数
1度	人数(人)	13	48	10	71
2度	人数(人)	165	554	31	750
3度	人数(人)	153	400	82	635
4度	人数(人)	298	814	68	1,180
総数	人数(人)	629	1,816	191	2,636

令和2年4月1日現在

<精神障害者保健福祉手帳>

	単位	65歳未満	65歳以上	総数
1級	人数(人)	152	79	231
2級	人数(人)	1,860	280	2,140
3級	人数(人)	1,843	111	1,954
総数	人数(人)	3,855	470	4,325

令和2年3月31日現在

障害者計画 (平成30～令和3年度)	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)	国の基本指針の改正内容 (令和3～5年度)
施策Ⅰ 障害者の社会参加と就労機会の充実	成果目標	以下の指針に即して、計画部会において区の計画案を策定いただきます。
1 日中活動の場の充実 ① 重度障害者通所施設の整備 ②障害者通所施設等の運営支援 ③中途障害者の支援		
2 就労支援の充実 ④障害者の就労促進 ⑤多様な職場体験 ⑥職場定着支援 ⑦障害者施設の工賃アップ支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成32年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度の29人から60人(平成28年度の2.1倍)にします。 ○ 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度の174人から212人(平成28年度の1.2倍)とします。 ○ 平成32年度末までに就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を50%とします。 ○ 各年の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。 ・就労継続支援B型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。 ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ・就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。 <p>(以下の記載を追加)</p> <p>大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。</p> <p>直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適正に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。</p> <p>就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。</p> <p>今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。</p>

障害者計画 (平成 30～令和 3 年度)	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 (平成 30～令和 2 年度)	国の基本指針の改正内容 (令和 3～5 年度)
3 社会参加の促進 ⑧移動のための支援の充実 ⑨コミュニケーション支援の充実 ⑩文化・スポーツ活動等の推進 ⑪社会参加の促進への支援の充実		
施策Ⅱ 障害者の地域生活支援の充実		
1 共生社会の実現に向けた権利擁護の推進 ①権利擁護の普及啓発 ②虐待防止の推進 ③成年後見制度等の利用促進 ④「心のバリアフリー」の推進		
2 地域連携による相談支援体制等の充実 ⑤相談支援体制の充実 ⑥地域生活支援拠点の整備 ⑦地域生活への移行促進と定着支援 ⑧地域の支援力強化に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30・31 年度に地域の関係機関が分担して支援拠点の機能を担える仕組みについて、地域自立支援協議会等において検討し、平成 32 年度までに地域生活支援拠点を 1 か所整備します。 ○ 国が目標にした「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を踏まえ、退院後の精神障害者の生活を支援する体制の構築に向けて、地域自立支援協議会の専門部会を中心に引き続き協議するとともに、精神科病院も含めた関係機関との連携を検討します。 ○ 平成 28 年度末の施設入所者 293 人のうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人数を、36 人(平成 28 年度末入所者の 12.3%)とします。 ○ 平成 32 年度末の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の 293 人から 25 人削減して 268 人(平成 28 年度末入所者の 8.5%削減)にします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。 ・令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする ・令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)を目標値として設定する。 ・令和 5 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の退院率は 69% 以上、入院後 6 か月時点の退院率は 86% 以上、入院後 1 年時点の退院率は 92% 以上とすることを基本とする。 ・令和元年度末時点の施設入所者数の 6% 以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ・令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1. 6% 以上削減することを基本とする。 ・令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
3 住まいの確保と支援 ⑨住まいの確保支援 ⑩地域で住み続けるための支援		

障害者計画 (平成 30～令和 3 年度)	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 (平成 30～令和 2 年度)	国の基本指針の改正内容 (令和 3～5 年度)
4 日常生活の支援 ⑪短期入所等の拡充 ⑫重度障害者の在宅支援サービスの実施 ⑬成人期発達障害者支援の充実 ⑭障害者の疾病予防と健康増進		
5 安全安心な地域生活の確保 ⑮地域での見守りの推進 ⑯災害時の支援体制の充実 ⑰緊急時に対応する事業の充実		
施策Ⅲ 障害児支援の充実		
8 障害児支援の充実 ①障害児の発達相談 ②療育支援の充実 ③地域支援の充実 ④障害児保育の実施 ⑤学童クラブの整備・充実	○ 平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を実施する事業所を平成 28 年度末の 1 か所から増設を図ります。 ○ 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を 2 か所以上設置します。 ○ 平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。	・令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ・令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ・令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ・令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

地域生活に関する調査報告書（概要版）

【1】調査概要

●調査実施の目的

障害者計画、第6期障害福祉計画（令和3～5年度）及び第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）の策定に向けて障害者の方の生活実態やサービスの利用意向等を把握するため、また、障害者施策をより効果的に実施するため、アンケート調査を実施しました。

●調査の種類、方法及び回収状況

調査種類		調査対象者数	発送数	抽出率	有効回収数	有効回収率
A G 身 難 体 病 障 患 者 者 手 帳 所 持 者	肢体不自由	6,050人	1,269件	21.0%	402件	31.7%
	内部障害	4,352人	926件	21.3%	271件	29.3%
	視覚障害	965人	233件	24.1%	94件	40.3%
	聴覚・平衡機能障害	1,023人	247件	24.1%	111件	44.9%
	言語・そしゃく機能障害	271人	70件	25.8%	32件	45.7%
	難病	3,575人	280件	7.8%	173件	61.8%
B 愛の手帳所持者		2,444人	529件	21.6%	205件	38.8%
C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人		405人	87件	21.5%	33件	37.9%
D 精神障害者保健福祉手帳所持者・発達障害のある人		3,899人	817件	21.0%	281件	34.4%
E 発達障害児		—	—	—	10件	—
F 高次脳機能障害のある人		—	—	—	19件	—
計		22,984人	4,458件	19.4%	1,631件	36.6%

調査対象者：A・B・C・D・Gは、年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出

E・Fは、関係団体及び関係事業所、杉並区障害者地域相談支援センター（すまいる）、障害者福祉会館（地域生活支援担当）等の利用者・関係者

調査方法：A・B・C・D・Gは郵送によりアンケート調査票を配布・回収（一部の視覚障害者等について、区職員による聞き取り調査を実施）

E・Fはアンケート調査票を直接配布・郵送により回収（一部の高次脳機能障害者は、区職員による聞き取り調査を実施）

調査期間：令和元年11月18日（月）～令和元年12月3日（火）

●報告書（概要版）利用上の留意点

- ・回答者数：図表中の「件数」は、各設問に該当する回答者の総数であり、設問によって件数は異なる場合があります。
- ・図表の単位：回答率（%）は小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合や表示上小数点が表せない場合があります。
- ・複数回答：複数回答のグラフは、回答率（%）の合計は100%を超えています。
- ・ここで掲載できなかったものについては、報告書に掲載します。

●設問項目

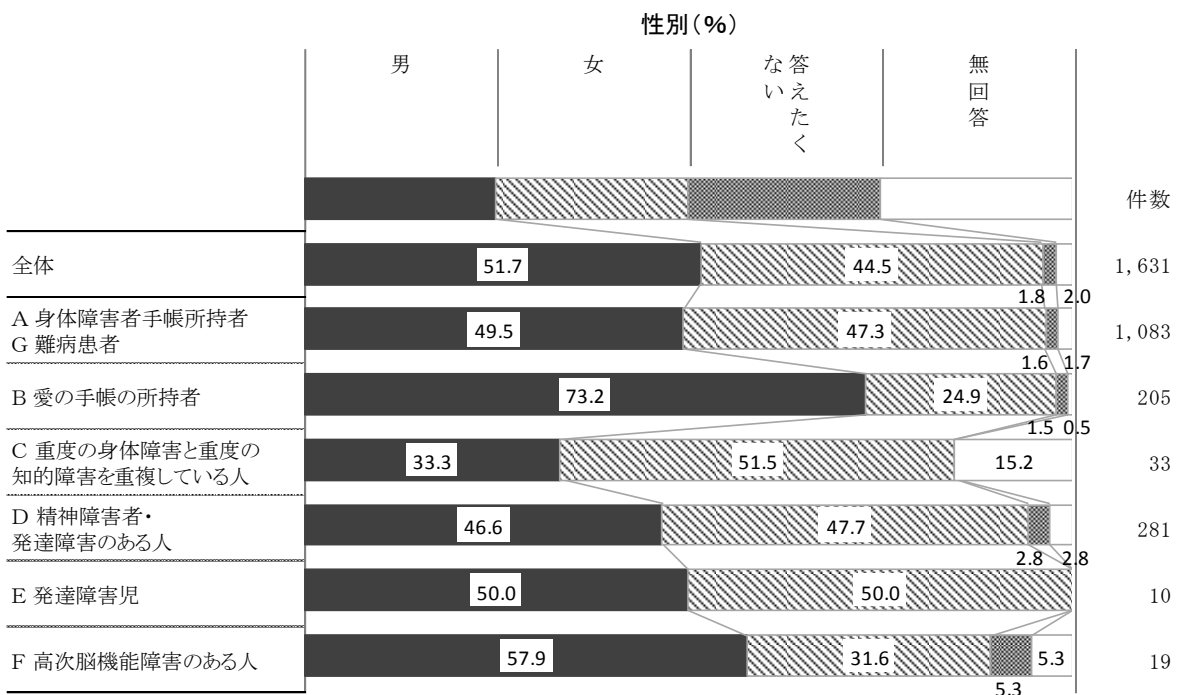
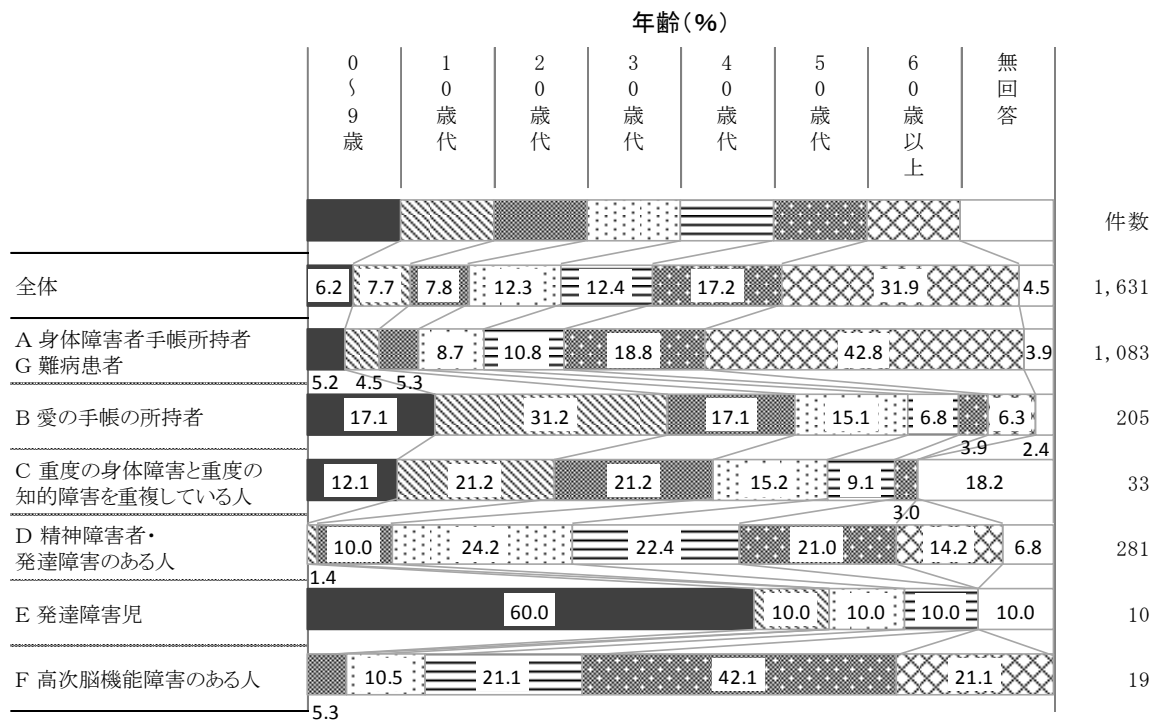
種別	設問項目	調査種類						
		A身体障害者手帳所持者	B愛の手帳所持者	C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D精神障害者・発達障害のある人	E発達障害児	F高次脳機能障害のある人	G難病患者
回答者の基本属性	回答者[%]	○	○	○	○	○	○	○
	年齢[%]	○	○	○	○	○	○	○
	性別[%]	○	○	○	○	○	○	○
	身体障害者手帳の等級[%]	○						○
	愛の手帳の度数[%]		○					
	精神障害者保健福祉手帳の等級[%]				○			
	他の障害者手帳の有無[%]	○						○
	障害者手帳の有無[%]					○	○	
	障害種類[%]	○						○
	発達障害の有無[%]				○			
	専門医療機関の受診状況					○		
	障害を負った原因[%]						○	
	医療的ケアの有無[%・複数回答]	○		○				○
	障害に気付いた、または障害を負った年齢[%]	○		○	○	○	○	○
	家計を支えている人[%]	○	○	○	○	○	○	○
	本人収入の種類[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
本人の収入額[%]	○	○	○	○	○	○	○	
住まい・世帯の状況	現在の住まい[%]	○	○	○	○	○	○	○
	同居家族[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	主な介護者[%]	○	○	○	○	○	○	○
	介護者の年齢[%]	○	○	○	○	○	○	○
	将来暮らしたい場所または暮らしてほしい場所[%]	○	○	○	○	○	○	○
	暮らしたい場所で暮らすために必要なこと[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	住まいを探すときに不安なことや困ること[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
健康・医療について	かかりつけ医療機関の有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
	かかりつけ医がいない理由[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	健康診断・歯科健診の受診状況[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
障害者へのサービスについて	障害福祉サービスの利用状況(12サービス)[%]	○	○	○	○	○	○	○
	障害福祉サービスの満足度(12サービス)[%]	○	○	○	○	○	○	○
	障害福祉サービスの利用意向(13サービス)[%]	○	○	○	○	○	○	○
	サービス利用時に利用できなかったこと[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	必要な情報の入手先[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
情報の入手やコミュニケーション	成年後見制度の利用[%]	○	○	○	○	○	○	○
	利用する相談機関[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	コミュニケーションをとるうえでの支障の有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
	視覚障害者のコミュニケーション[%・複数回答]	○						
	聴覚障害者のコミュニケーションをとるうえでの支障[%・複数回答]	○						
災害時の備えについて	地域のたすけあいネットワークへの登録[%]と未登録理由[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○
	災害発生時を想定した必需品の備え[%]と一部準備できないもの[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○
	震災救援所の把握[%]	○	○	○	○	○	○	○
	避難所生活を送るときに必要な配慮や物[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○
児童・生徒の日常の状況について(18歳未満)	【就学前児童】通園先[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	希望する子育て支援策[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	【就学児】通学先[%]	○	○	○	○	○	○	○
	【就学児】放課後過ごす場所[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	子育て施策全体への意見・要望[自由意見]	○	○	○	○	○	○	○
就労について(18歳以上)	就労状況[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労の場[%]	○	○	○	○	○	○	○
	作業所等から一般就労を目指しているか[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労時間・勤続年数[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労(雇用)形態[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労の継続に必要なと思うもの[%]	○	○	○	○	○	○	○
	【未就労者】日中過ごす場所[%]	○	○	○	○	○	○	○
	【未就労者】今後の就労意向[%]	○	○	○	○	○	○	○
	就労できない理由[%]	○	○	○	○	○	○	○
余暇やスポーツ・レクリエーションについて	外出を伴う余暇活動の有無[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	スポーツ・レクリエーション活動の有無と実施実施状況[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	スポーツ・レクリエーションの頻度[%]	○	○	○	○	○	○	○
	現在の取組の満足度(関心の有無も含む)[%]	○	○	○	○	○	○	○
差別解消・権利擁護	実施の障壁[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	障害を理由とする差別、嫌な思いなどの有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
	差別、嫌な思いや不便を感じた場所[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	差別、嫌な思いなどの具体的内容[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○
	職員対応で差別、嫌な思いなどを受けた有無[%]	○	○	○	○	○	○	○
区の施策で力を入れる必要があるもの	合理的配慮事例[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○
	力を入れる必要がある障害者施策[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○	○
	今後10年間の杉並区に望むこと[自由記述]	○	○	○	○	○	○	○

【2】回答者の基本属性

●回答者の年齢・性別（問：あなた（ご本人）の年齢・性別をお答えください。）

年齢は、全体で「60歳以上」が31.9%と多くを占めており、30～50歳代がそれぞれ10%以上となっています。障害種類別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者は「60歳以上」が42.8%と最も多く、B愛の手帳保持者は、「10歳代」が31.2%と最も多く占めています。

性別は、全体で「男性」が51.7%、「女性」が44.5%となっています。障害種類別では、B愛の手帳所持者で「男性」が73.2%と最も多く占めています。



●障害者手帳の障害程度等級・障害者手帳の所持状況（問：あなた（ご本人）の身体障害者手帳の等級は何級ですか？愛の手帳は何度ですか？精神障害者保健福祉手帳は何級ですか？または障害者手帳をお持ちですか？）

A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者では「1級」が37.5%と多くを占めています。B 愛の手帳所持者では「2度・3度（31.2%）」と「4度（32.2%）」が、D 精神障害者・発達障害のある人では「2級（44.5%）」と「3級（43.8%）」が多くみられます。また、F 高次脳機能障害のある人のうち73.7%が身体障害者手帳を所持しています。

A 身体障害者手帳の等級 (%)									B 愛の手帳の度数 (%)						D 精神障害者保健福祉手帳の等級 (%)					
全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	無回答	全体	1度	2度	3度	4度	無回答	全体	1級	2級	3級	4級	無回答
967	363	171	137	181	63	47	2	3	205	3	64	64	66	8	272	14	121	119	-	18
100.0	37.5	17.7	14.2	18.7	6.5	4.9	0.2	0.3	100.0	1.5	31.2	31.2	32.2	3.9	100.0	5.1	44.5	43.8	-	6.6

E 障害者手帳の有無 (%)						F 障害者手帳の有無 (%)					
全体	身体障害者手帳を持っている	愛の手帳を持っている	精神障害者保健福祉手帳を持っている	何も持っていない	無回答	全体	身体障害者手帳を持っている	愛の手帳を持っている	精神障害者保健福祉手帳を持っている	何も持っていない	無回答
10	-	-	-	-	10	19	14	-	8	1	-
100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	73.7	-	42.1	5.3	-

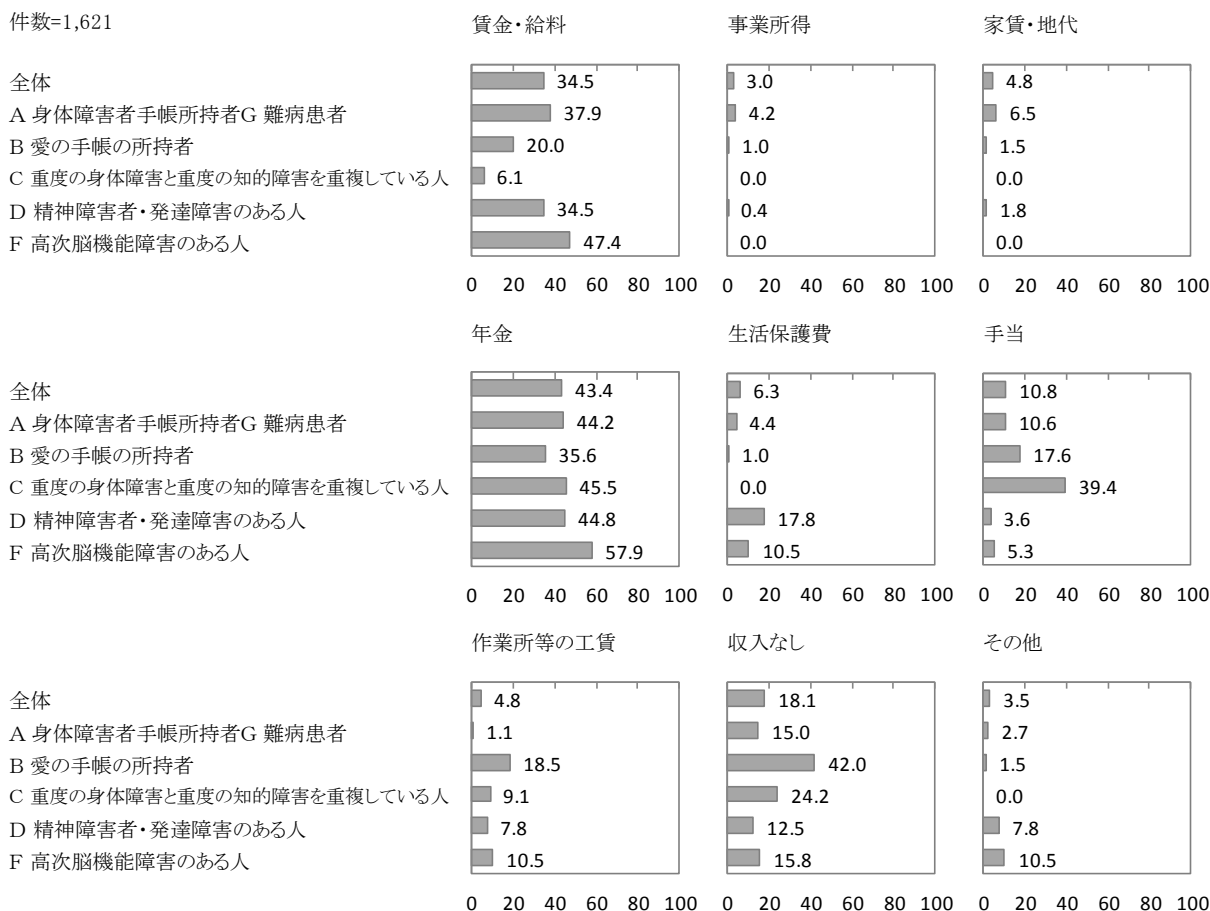
●本人の収入の種類（問：平成30年中のあなた（ご本人）の収入の種類についてお答えください。）

全体では、「年金」が43.4%と最も多くなっており、次いで「賃金・給料」が34.5%、「収入なし」が18.1%となっています。

障害種類別では、「年金」はBを除く全ての障害種類別で最も多く、B 愛の手帳所持者では「収入なし」が42.0%と最も多くなっています。また、「手当」ではC 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人が39.4%で多くなっています。

収入の種類 (%)

件数=1,621

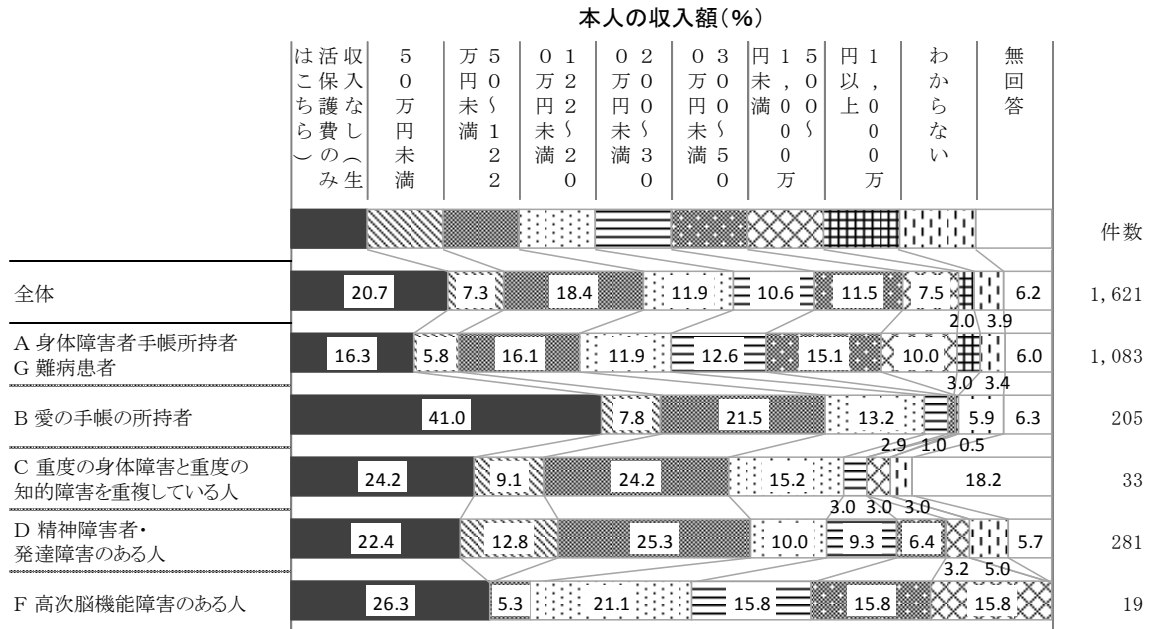


(※E 発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●本人の収入額（問：あなた（ご本人）の平成30年中の収入額（上記のうち生活保護費のみ除く）はいくらですか？）

全体では、「収入なし」が20.7%と最も多く、次いで「50～122万円未満」が18.4%と続いています。

障害種類別では、「収入なし」、「50万円未満」、「50～122万円未満」の合計は、B愛の手帳所持者で70.3%、D精神障害者・発達障害のある人で60.5%、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で57.5%と多くなっています。



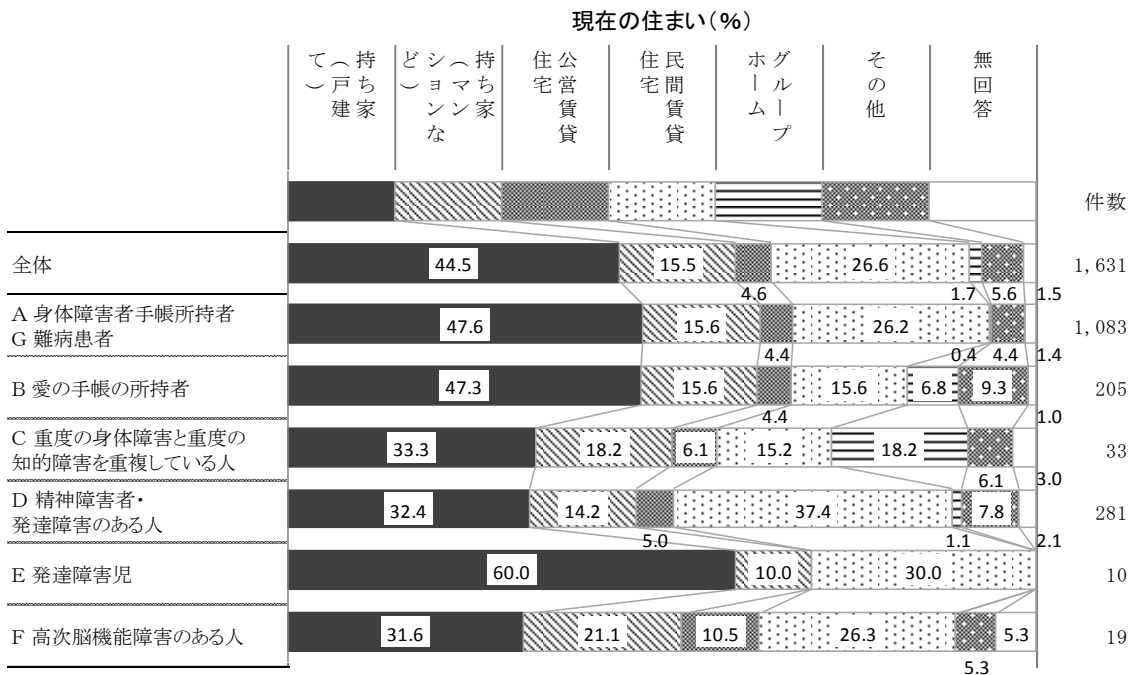
(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

【3】 住まい・世帯の状況

●現在の住まい（問：あなた（ご本人）の現在のお住まいの状況を選んでください。）

全体では、「持ち家（戸建て）」が44.5%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅（26.6%）」、「持ち家（マンションなど）（15.5%）」が続いています。

障害種類別では、D精神障害者・発達障害のある人では、「民間賃貸住宅（37.4%）」が多くなっています。



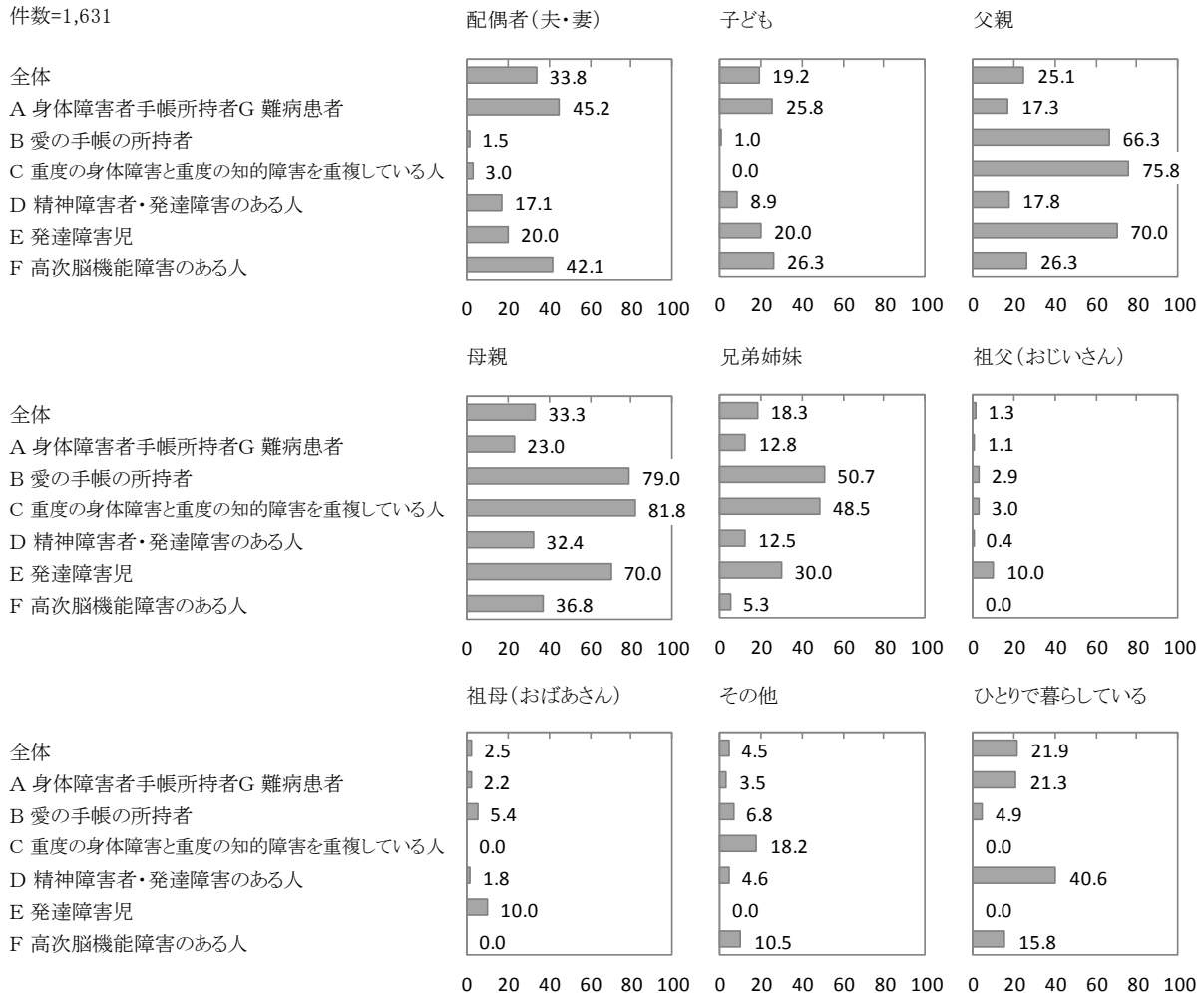
●同居家族（問：現在、あなた（ご本人）と一緒に暮らしている人はどなたですか？）

全体では、「配偶者（33.8%）」、「母親（33.3%）」が多くみられます。

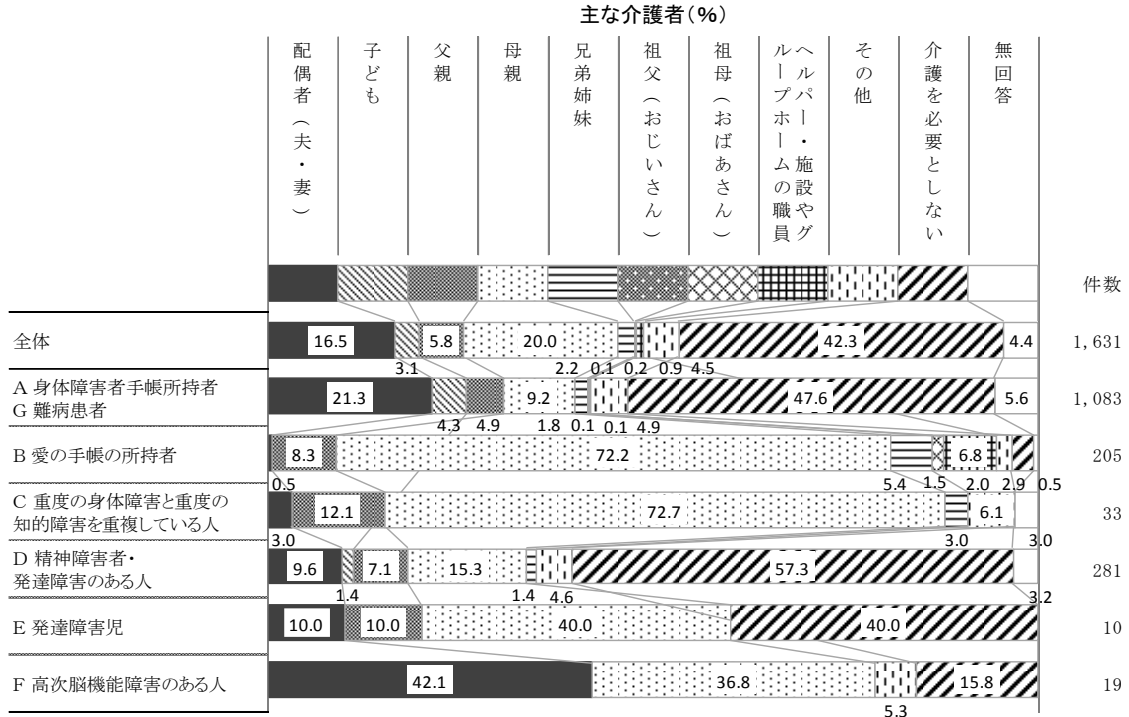
障害種類別では、B 愛の手帳所持者、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人、E 発達障害児で、「父親」、「母親」と「兄弟姉妹」の割合が高く、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者と F 高次脳機能障害のある人で「配偶者」の割合が高くなっています。

同居家族(%)

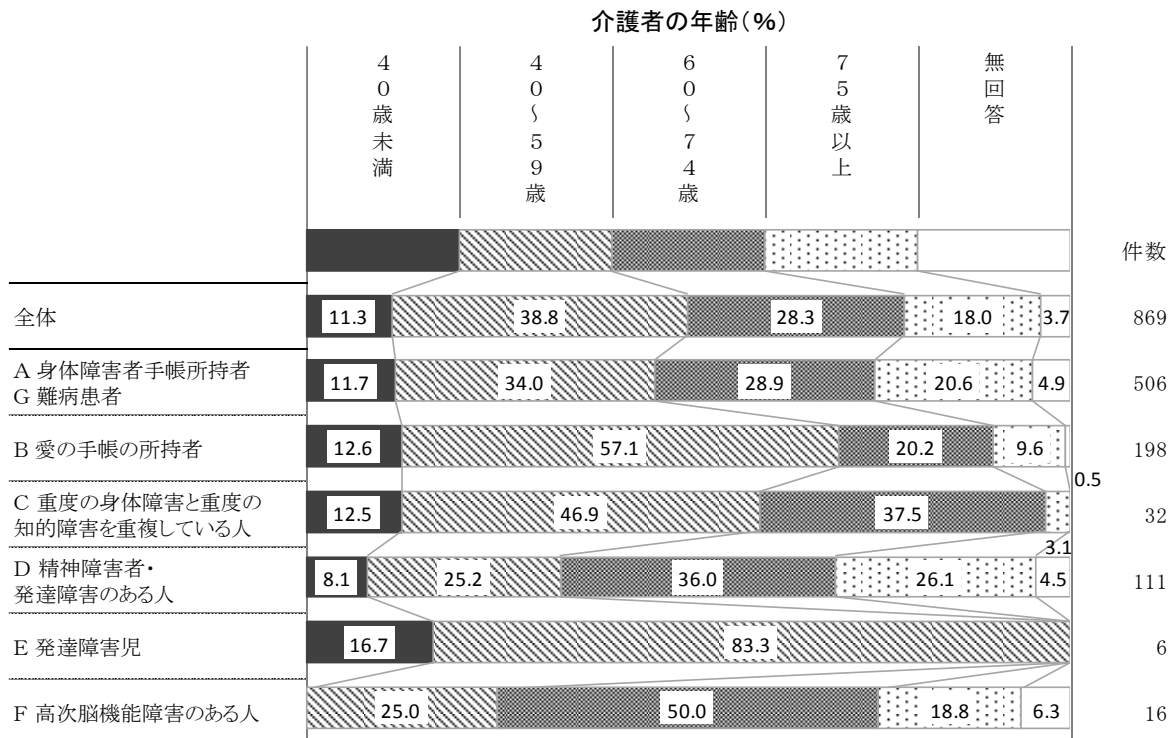
件数=1,631



- 主な介護者（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）はどなたですか？）
- 全体では、「介護を必要としない」が42.3%と高いものの、約50%の方が介護者について回答しており、主な介護者のうち、「母親」が20.0%、「配偶者」が16.5%と高くなっています。障害種類別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者とD精神障害者・発達障害のある人、E発達障害児では「介護を必要としない」が多く、B愛の手帳所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「母親」が特に多くなっており、F高次脳機能障害のある人では「配偶者」が多く回答されています。



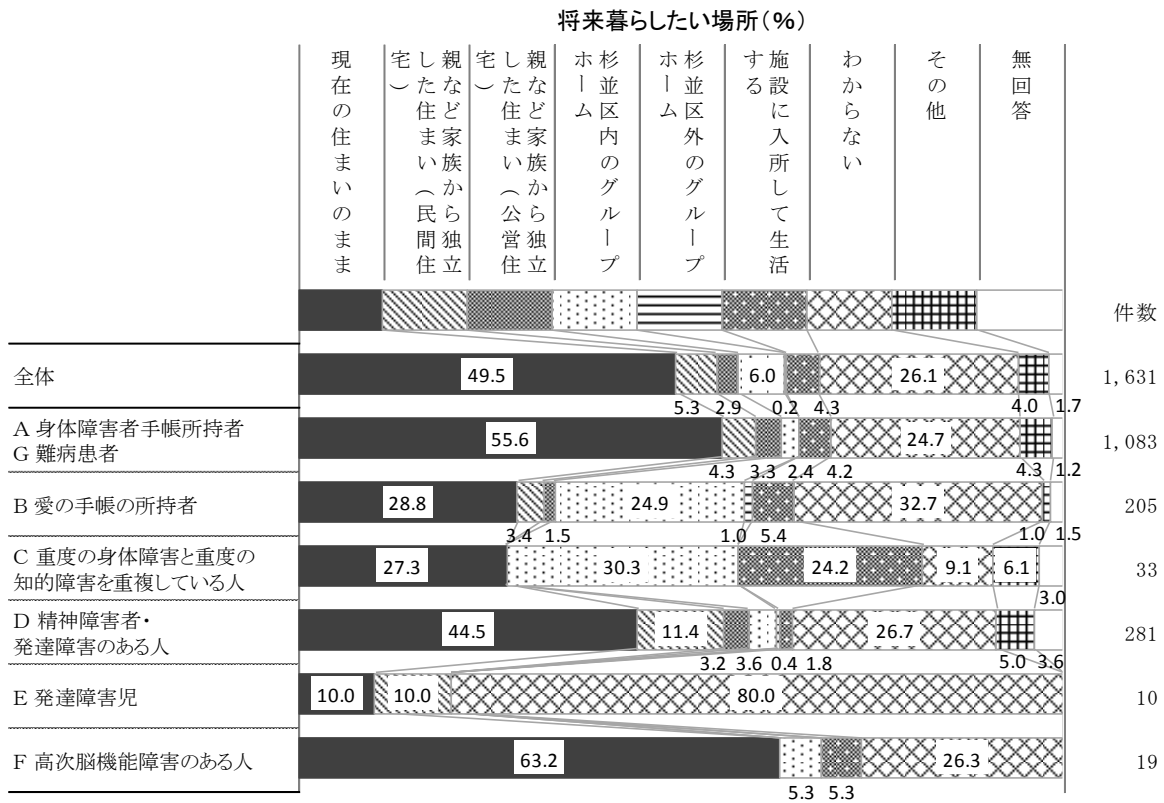
- 介護者の年齢（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）の年齢をお答えください。）
- 介護者の年齢は、全体では「40～59歳」が38.8%と最も多く、次いで「60～74歳」が28.3%、「75歳以上」が18.0%となっています。



●将来暮らしたい場所（問：あなた（ご本人）は将来どこで暮らしたいと思っていますか？）

全体では、「現在の住まいのまま」が49.5%と最も多く、次いで「わからない」が26.1%と続いています。

障害種類別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者とF高次脳機能障害のある人で、「現在の住まいのまま」の割合が高く、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「杉並区内のグループホーム」が30.3%、「現在の住まいのまま」が27.3%、「施設に入所して生活する」が24.2%と多く回答されています。

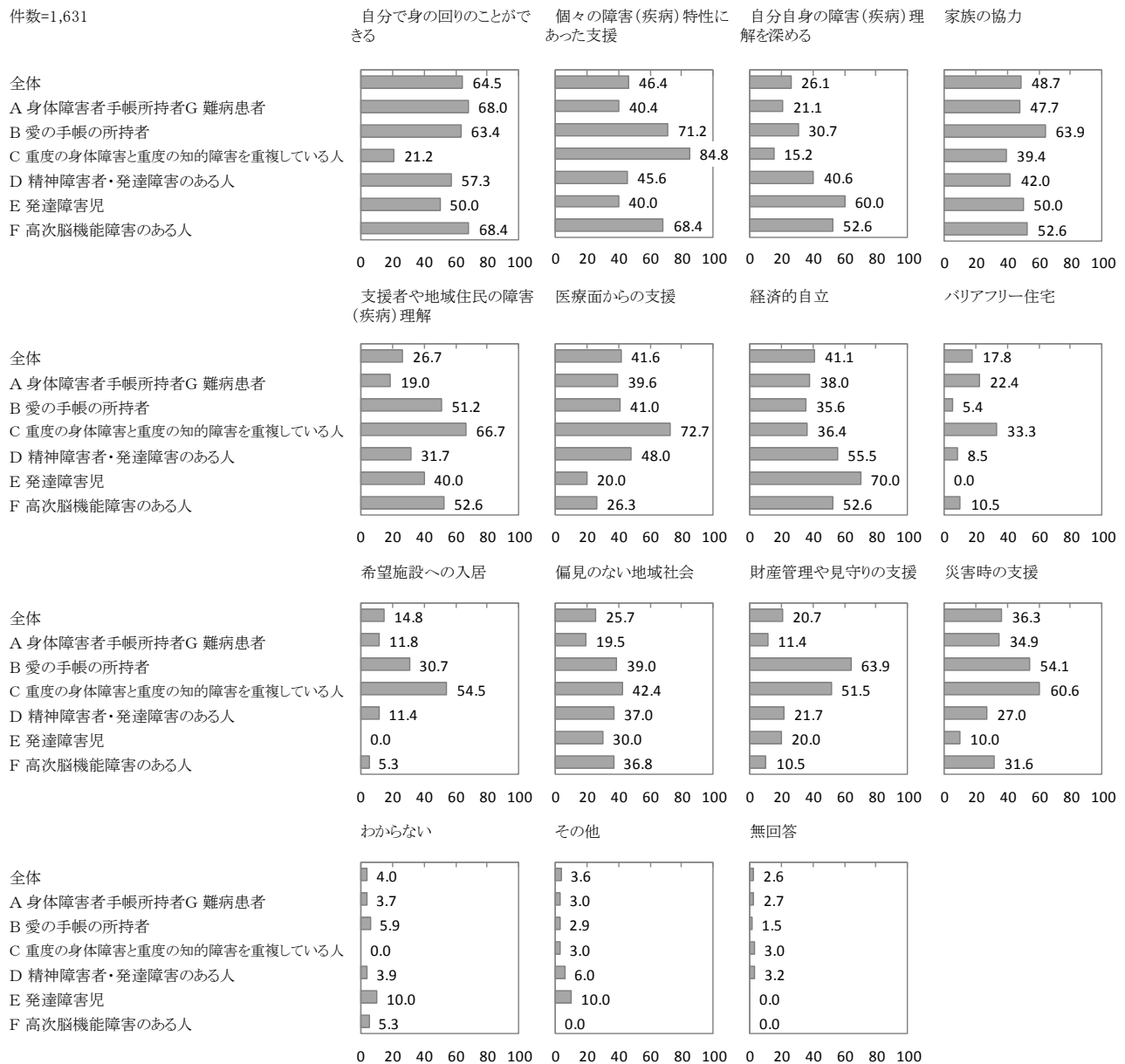


●暮らしたい場所で暮らすために必要なこと（問：あなた（ご本人）が暮らしたい所で暮らすために必要なことは何だと思えますか？）

全体では、「自分で身の回りのことができる」が64.5%と最も多く、次いで「家族の協力」が48.7%と続いています。

障害種類別では、A身体障害者手帳所持者・G難病患者、B愛の手帳所持者とF高次脳機能障害のある人で「自分で身の回りのことができる」が60%台と高く、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「個々の障害（疾病）特性にあった支援」が84.8%と最も多くなっています。また、「経済的自立」はE発達障害児で70.0%と最も多くなっています。

暮らしたい所で暮らすために必要なこと(%)

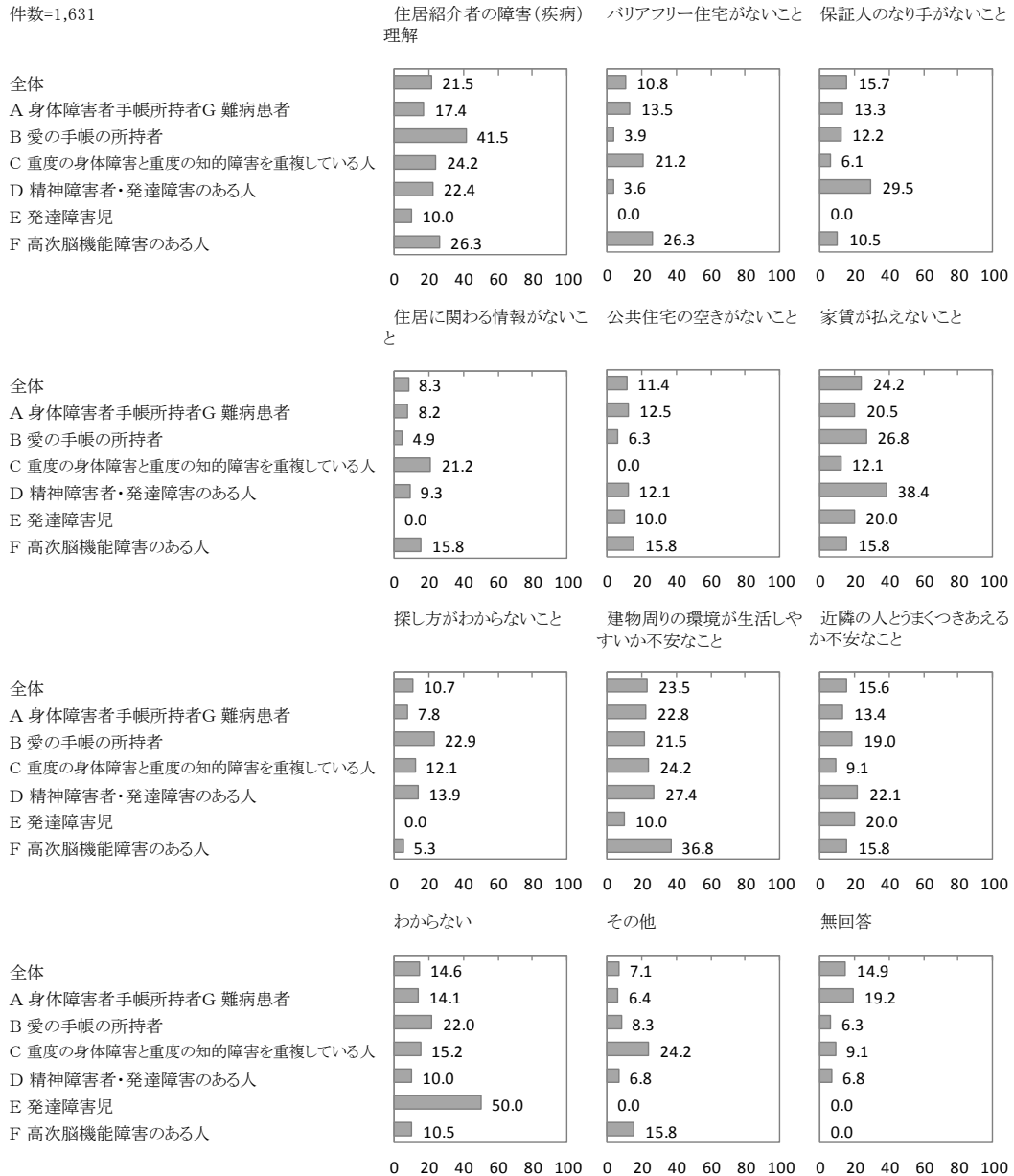


●住まいを探すときに不安なことや困ること（問：あなた（ご本人）が住まいを探すときに不安なことや困ることは何だと思えますか？）

全体では、「家賃が払えないこと」が 24.2%と最も多く、「建物周りの環境が生活しやすいか不安なこと」が 23.5%と続いています。

障害種類別では、B 愛の手帳の所持者で「住居紹介者の障害（疾病）理解」が 41.5%、D 精神障害者・発達障害のある人で「家賃が払えないこと」が 38.4%、F 高次脳機能障害のある人で「建物周りの環境が生活しやすいか不安なこと」が 36.8%と最も多くなっています。また、E 発達障害児は「わからない」が 5 割と高くなっています。

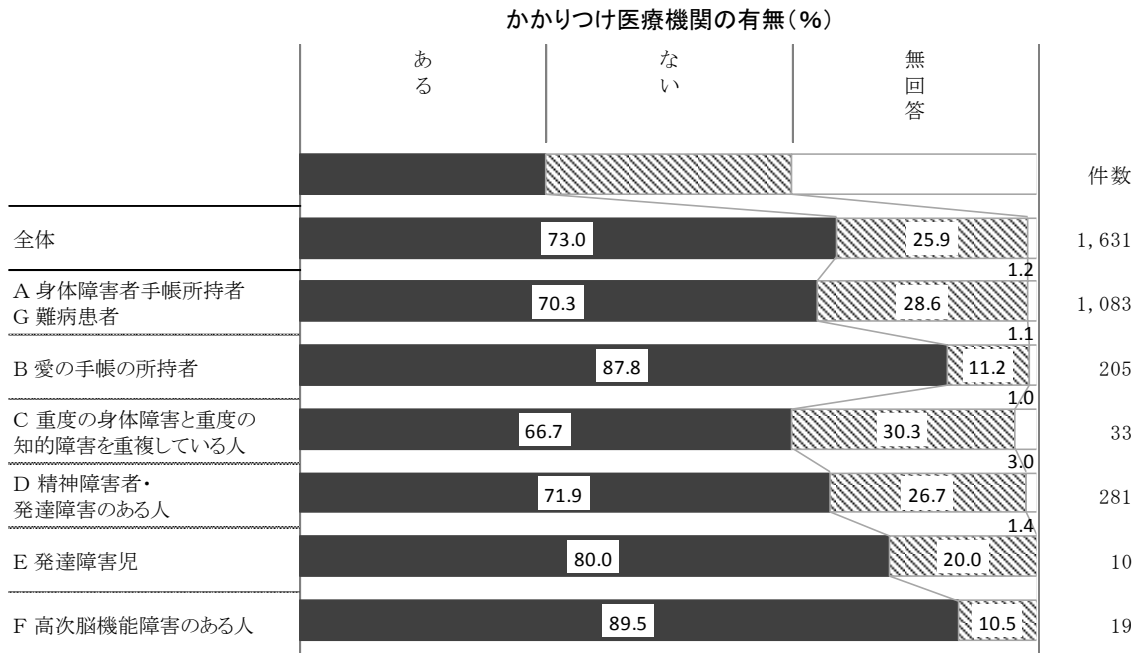
住まいを探すときに不安なことや困ること(%)



【4】健康・医療について

●かかりつけ医療機関（問：あなた（ご本人）は、区内などのお近くに日常的なかかりつけ医療機関がありますか？）

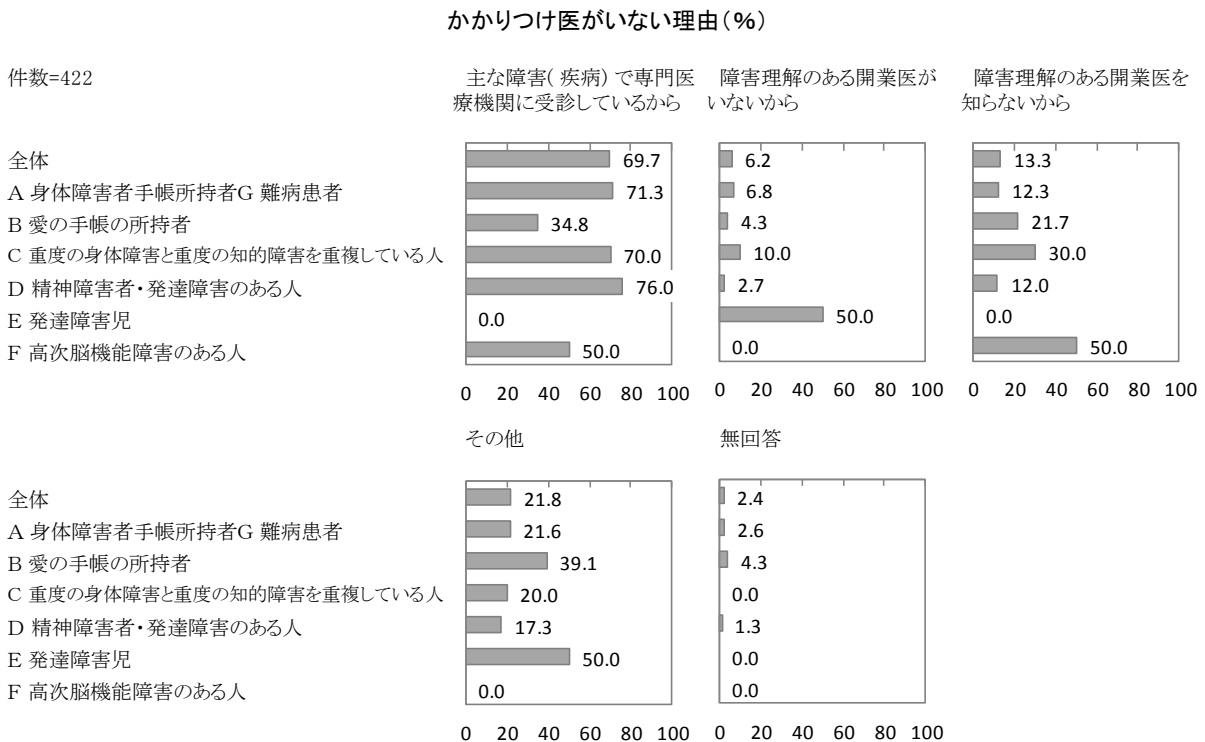
全体では、かかりつけの医療機関「ある」が73.0%、「ない」が25.9%となっています。



●かかりつけ医がない理由（問：かかりつけ医がない理由は何ですか？）

かかりつけの医療機関が「ない」と回答した人にその理由を聞いたところ、全体では、「主な障害（疾病）で専門医療機関に受診しているから」が69.7%と最も多くなっています。

障害種類別では、B 愛の手帳所持者と E 発達障害児を除いて、「主な障害（疾病）で専門医療機関に受診しているから」が最も多くなっています。



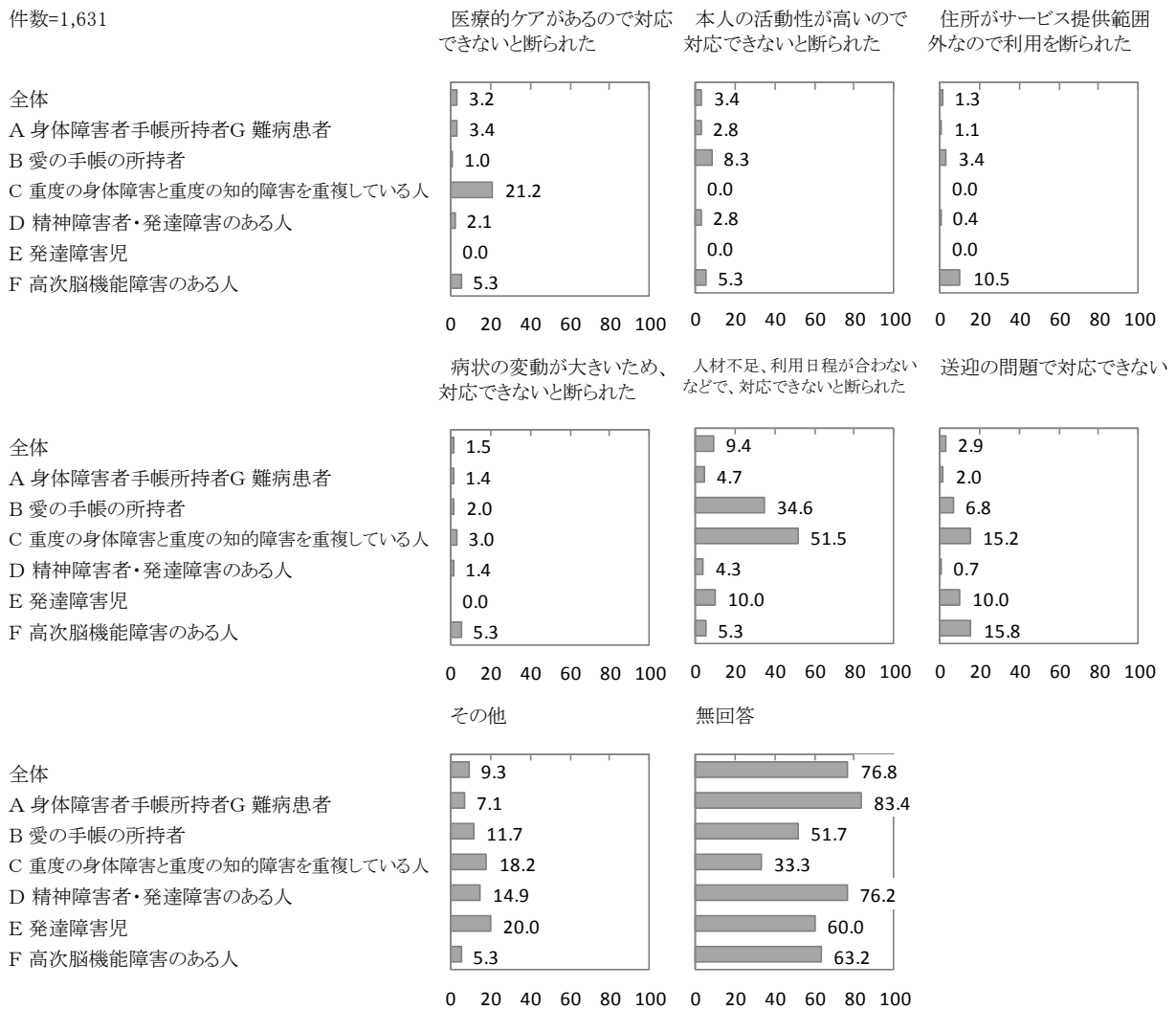
【5】 杉並区の障害者へのサービスについて

- サービス利用時に利用できなかったこと（問 福祉サービスを利用する際に、（サービス提供者の問題で）利用しにくかったことや、利用に至らなかったことがありますか？）

全体では、回答された内容のうち、「人材不足、利用日程が合わないなどで、対応できないと断られた」が9.4%、「その他」が9.3%、「本人の活動性が高いので対応できないと断られた」が3.4%と続いています。

障害種類別では、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で「医療的ケアがあるので対応できないと断られた」が21.2%、「人材不足、利用日程が合わないなどで、対応できないと断られた」が51.5%と多くなっています。

サービス利用時に利用できなかったこと(%)

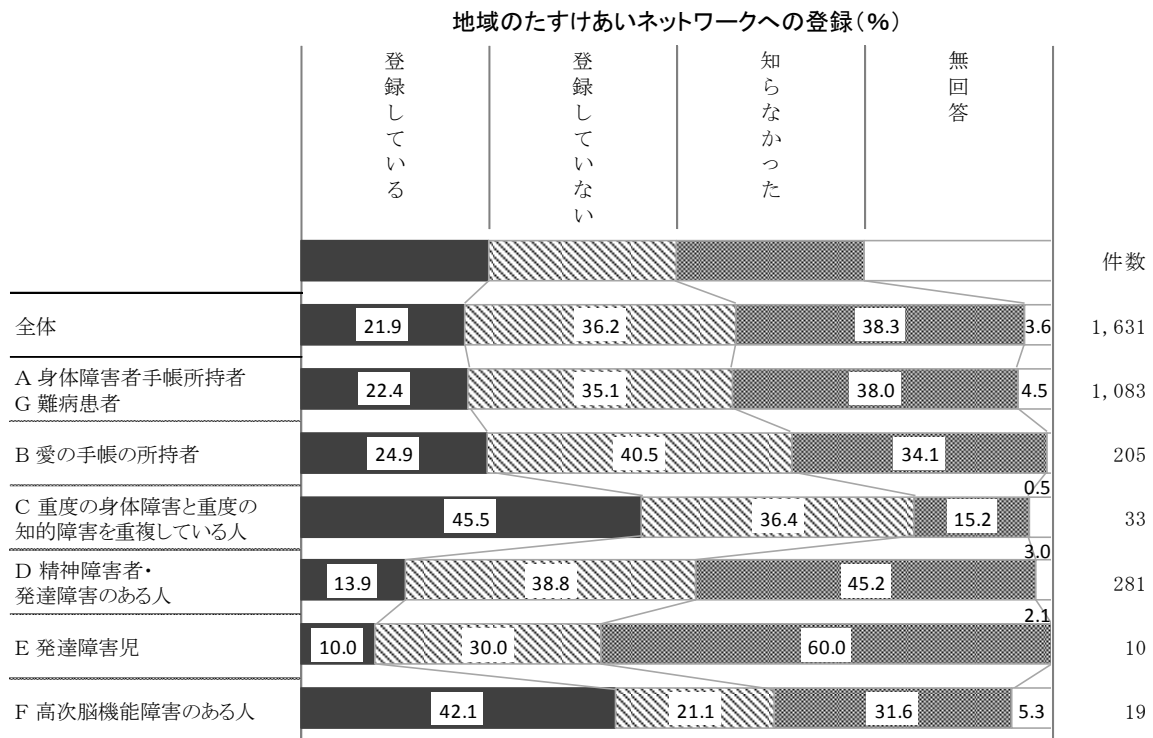


【6】地域のたすけあいネットワーク・災害時の備えについて

- 地域のたすけあいネットワークへの登録（問：あなた（ご本人）は「地域のたすけあいネットワーク」に登録していますか？）

全体では、「登録している」が21.9%、「登録していない」が36.2%、「知らなかった」が38.3%となっています。

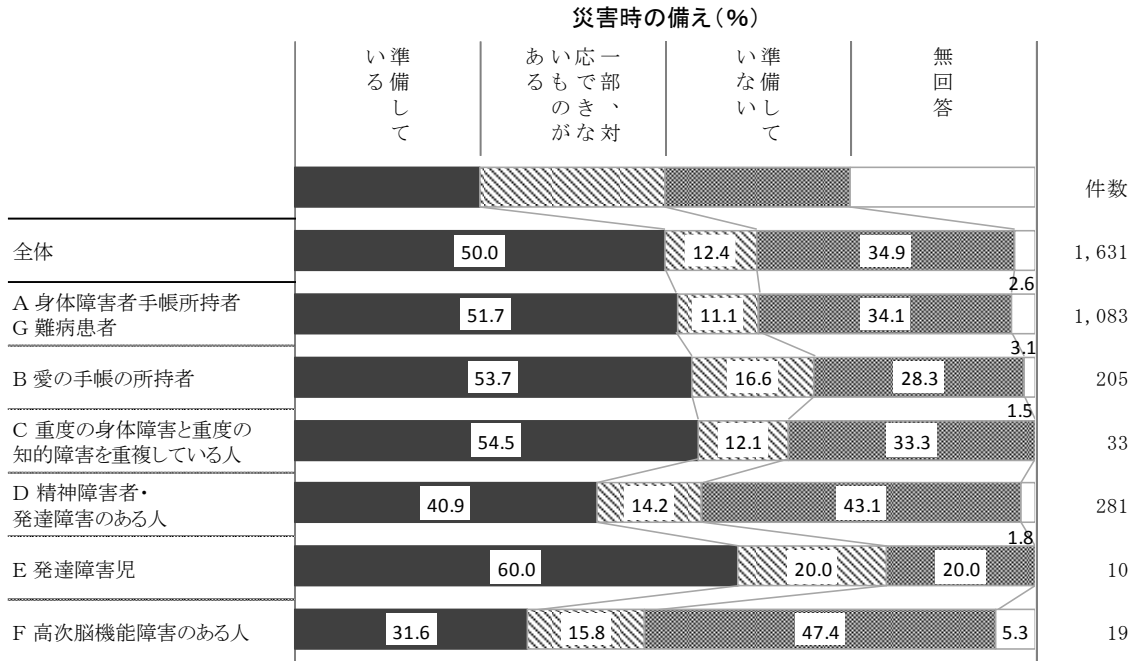
障害種類別で「登録している」をみると、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で45.5%と最も多く、次いでF 高次脳機能障害のある人で42.1%と続いています。一方、D精神障害者・発達障害のある人とE 発達障害児は1割と低くなっています。



●災害時の備え（問：災害発生後、自宅での避難を想定して、3日程度の食糧や薬、介護用品等の備えをお願いしていますが、準備をしていますか？）

全体では、「準備している」が50.0%、「一部、対応できないものがある」が12.4%と、何らかの準備を行っている人は半数を越えています。

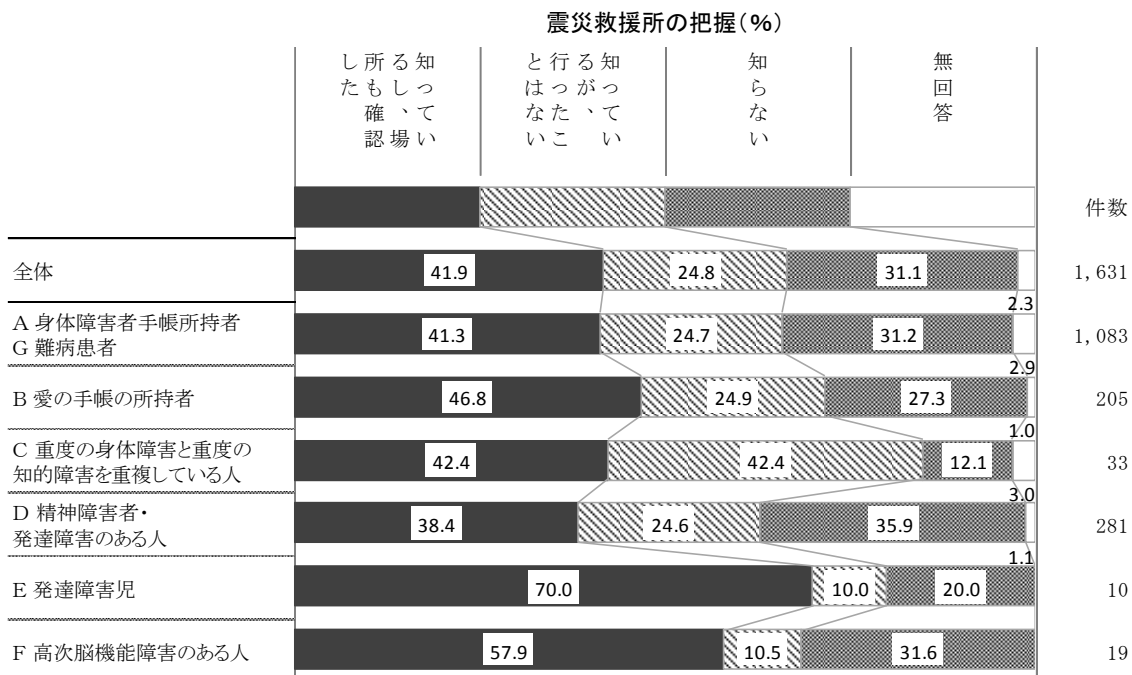
障害種類別ではほとんどの障害種類で、「準備している」や「一部対応できていないものがある」と答えた何らかの準備を行っている人が半数を越えています。



●震災救援所の把握（問：自宅避難が難しくなった場合、お近くの避難先の震災救援所を知っていますか？）

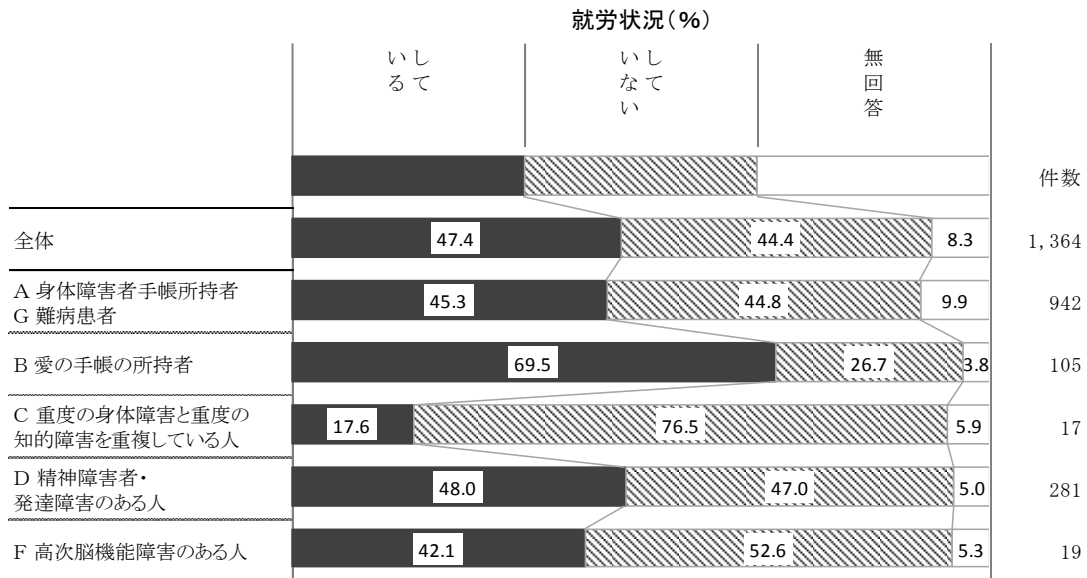
全体では、『知っている』（「知っているし、場所も確認した」と「知っているが、行ったことはない」の計）は66.7%と6割以上を占めています。

障害種類別で『知っている』はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で84.8%と多くなっています。



【7】就労について(18歳以上の回答者)

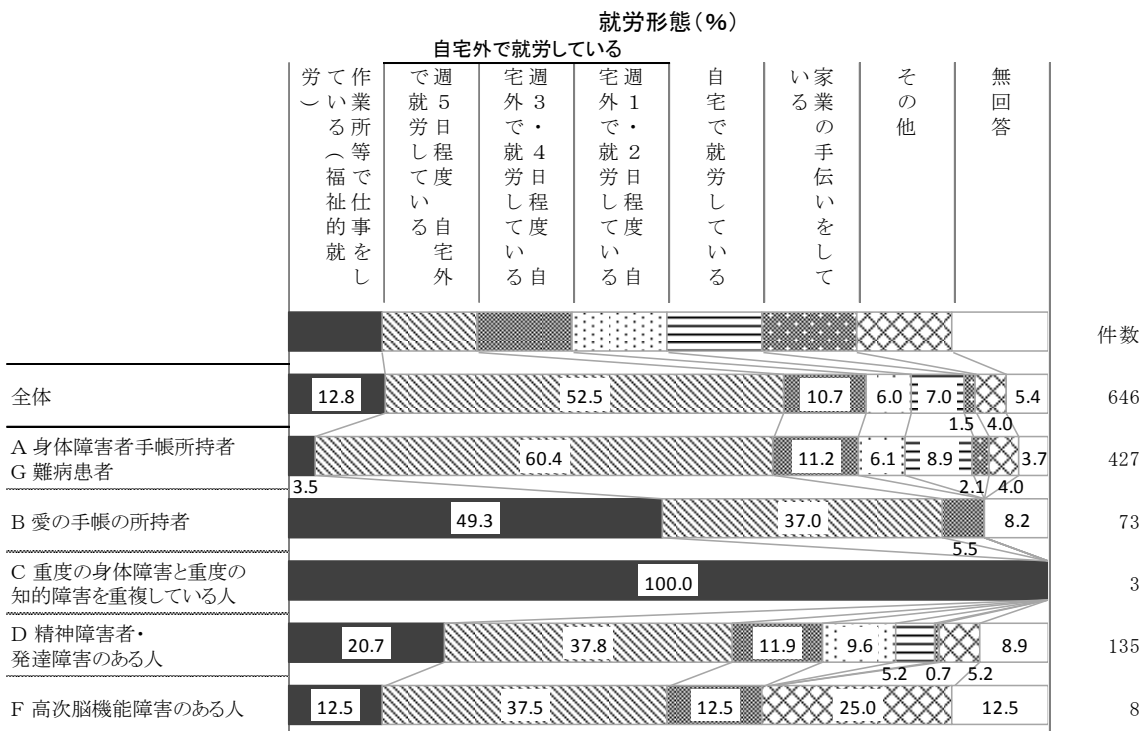
- 就労状況 (問：あなた(ご本人)は、現在、収入のある仕事(作業所などを含む)をしていますか?)
 全体では、仕事を「している」が47.4%、「していない」が44.4%となっています。
 障害種類別で仕事を「している」をみると、B 愛の手帳所持者の就業率が69.5%と最も高く、一方、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の就業率は17.6%と最も低くなっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

- 就労形態 (問：あなた(ご本人)の現在の就労の場は次のどれですか?)

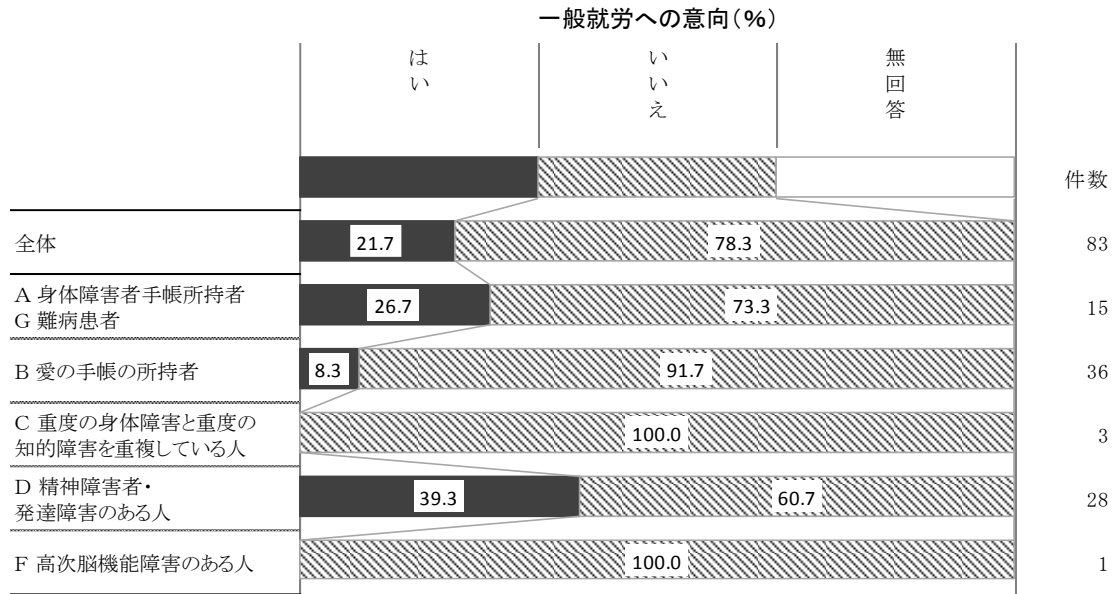
全体では、「週5日程度 自宅外で就労している」が52.5%と最も多く、『自宅外で就労している』人は全体で69.2%となっています。
 障害種類別では、『自宅外で就労している』はA 身体障害者手帳所持者・G 難病患者で77.7%と最も多くなっています。就業率の高いB 愛の手帳所持者は、「作業所等で仕事をしている(福祉的就労)」が49.3%と高くなっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●一般就労への意向（問：現在、通っている作業所等から一般就労（障害者雇用含む）を目指したいと思っていますか？）

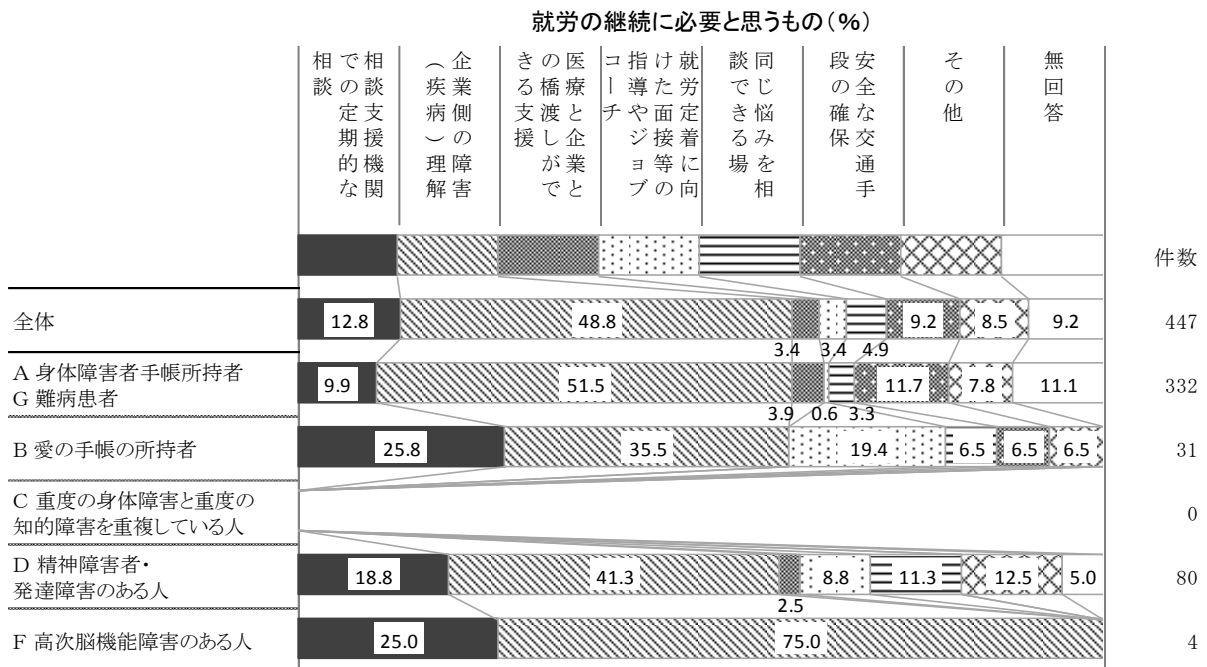
全体では、「はい」が21.7%、「いいえ」が78.3%となっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労の継続に必要と思うもの（問：あなた（ご本人）が就労を継続するために必要と思うものは何ですか。）

全体では、「企業側の障害（疾病）理解」が48.8%と最も多く、次いで「相談支援機関での定期的な相談」が12.8%と続いています。

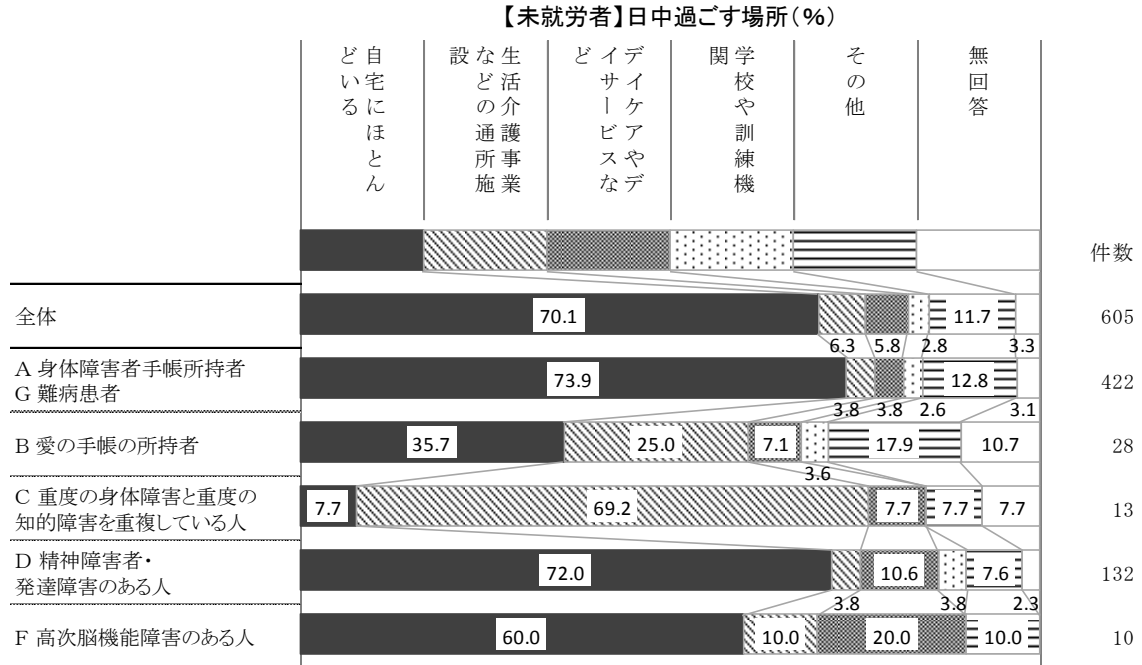


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労していない人の日中過ごす場所（問：日中は主にどこで過ごしていますか？）

全体では、日中「自宅にほとんどいる」が70.1%と最も多く占めています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者で「自宅にほとんどいる」が70%台と高くなっています。C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「生活介護事業などの通所施設」が69.2%と最も多くなっています。

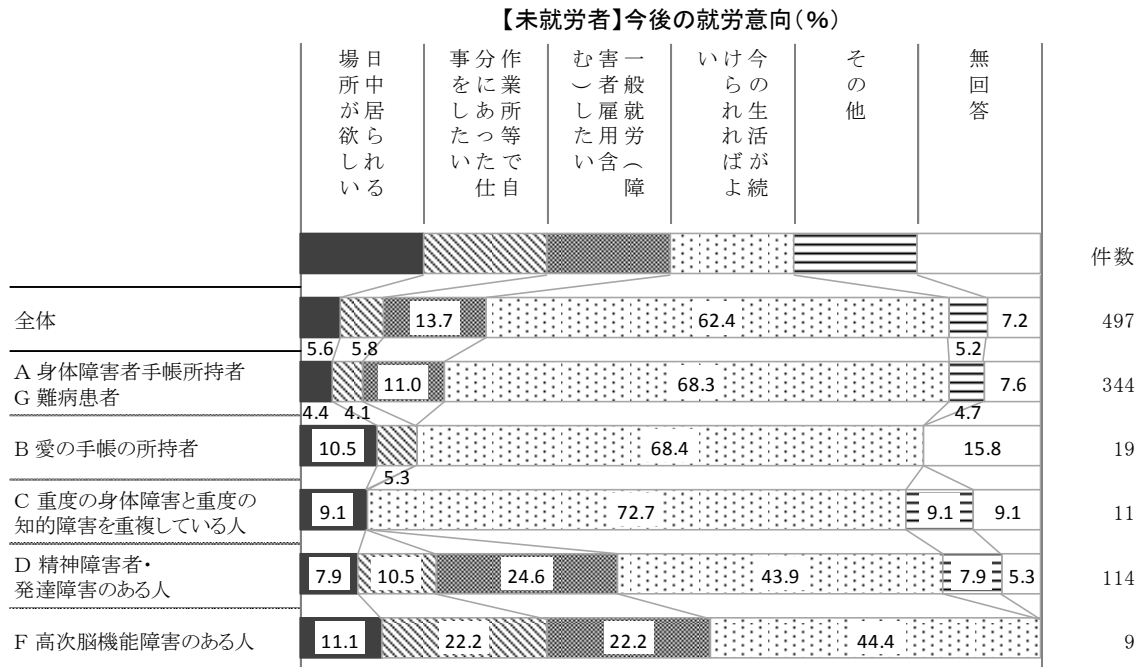


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●未就労者の就労意向(問:今後の希望をお答えください。)

全体では、「今の生活が続けられればよい」が62.4%と最も多く、次いで「一般就労(障害者雇用含む)したい」が13.7%となっています。

障害種類別で「一般就労(障害者雇用含む)したい」をみると、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者とF 高次脳機能障害のある人で20%台と割合が高くなっています。

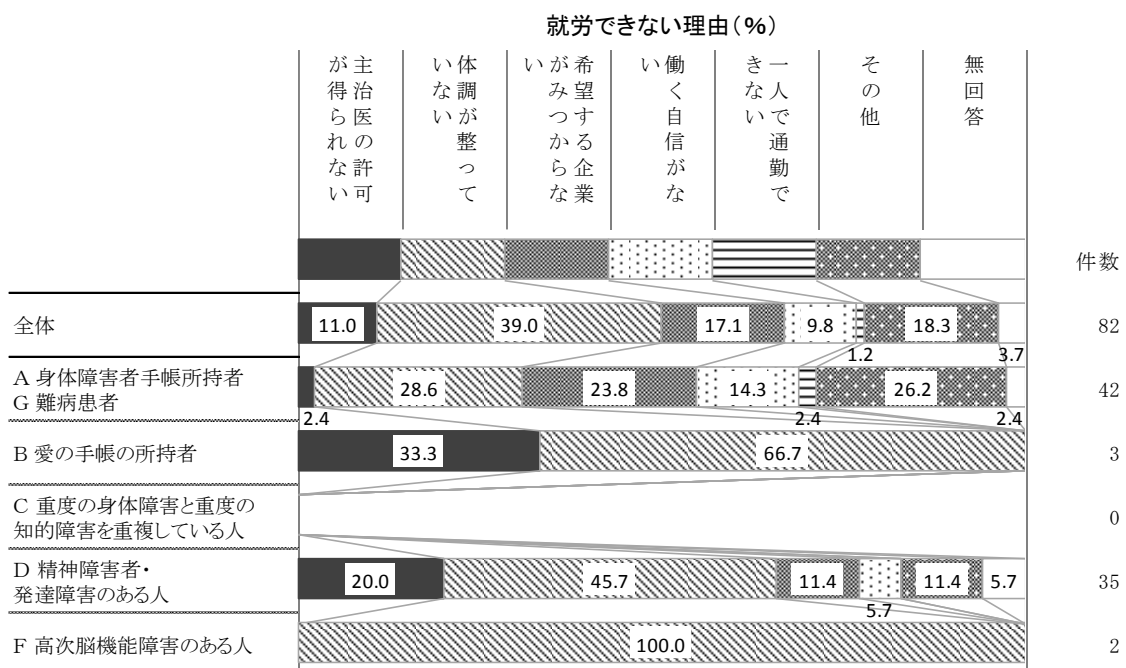


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労できない理由(問:現在、就労できていないのは、どのような理由ですか。)

全体では、「体調が整っていない」が39.0%と最も多く、次いで「その他」が18.3%、「働く自信がない」が17.1%と続いています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者で「体調が整っていない」が28.6%、「希望する企業が見つからない」が23.8%となっています。



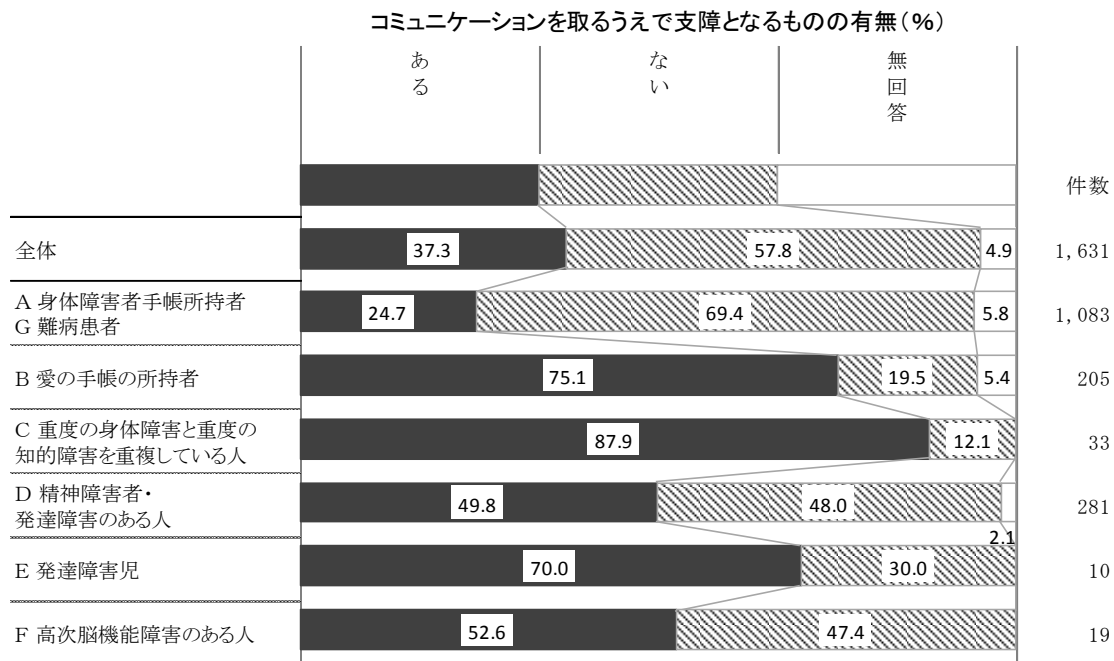
(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

【8】社会参加、差別解消・権利擁護

- コミュニケーションを取るうえで支障となるものの有無（問：あなた（ご本人）は、コミュニケーションを取るうえで支障がありますか？）

全体では、「ある」が37.3%、「ない」が57.8%となっています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者を除いて、「ある」が多く占めており、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「ある」が87.9%と最も多くなっています。



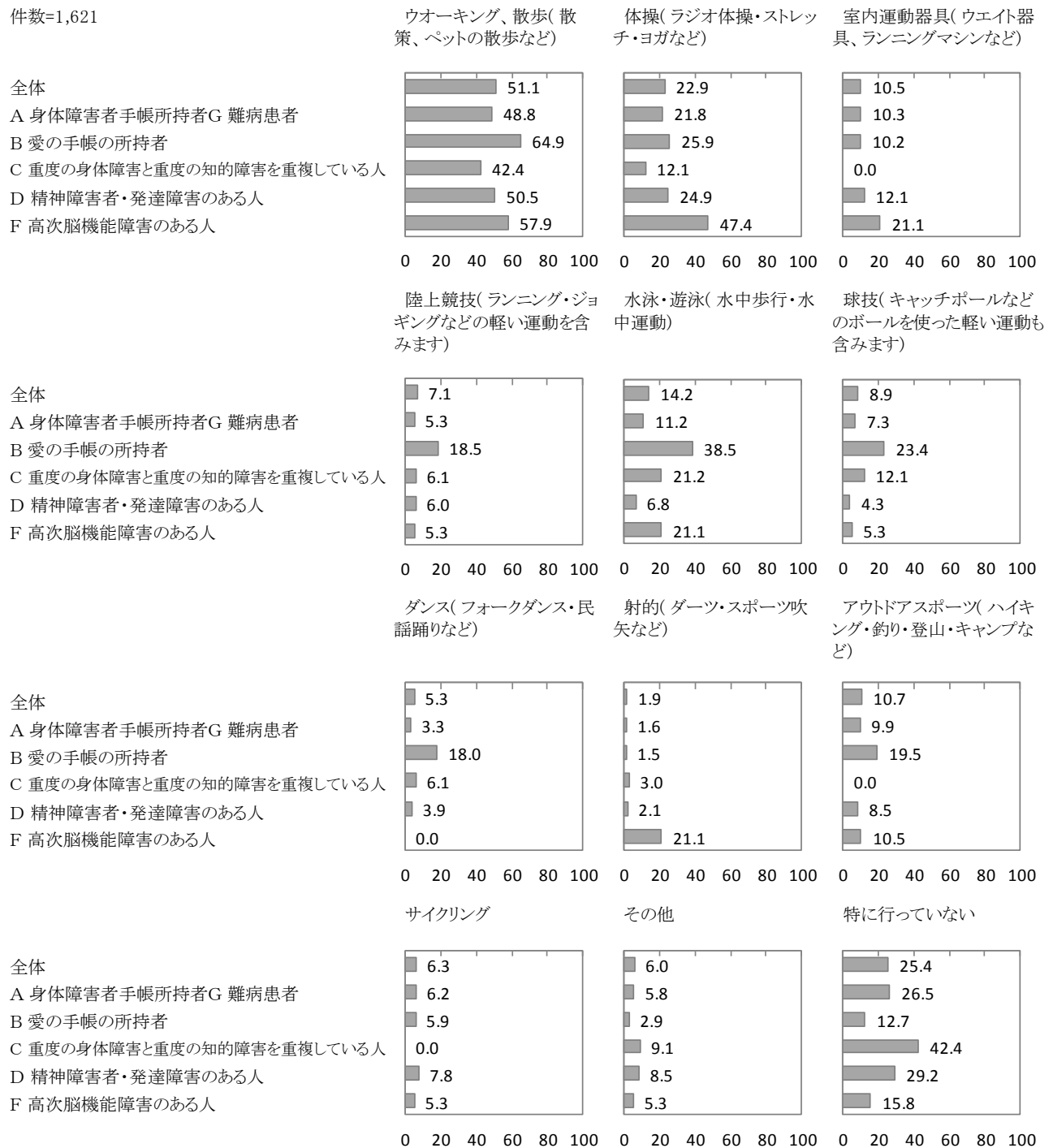
●スポーツ・レクリエーションの活動の有無（問：あなた（ご本人）は、この1年間で、次のようなスポーツ・レクリエーションなどを行いましたか？）

全体では、スポーツ・レクリエーションの活動を行っているうち、「ウォーキング、散歩（散歩、ペットの散歩など）」が51.1%と最も多く、次いで「体操（ラジオ体操・ストレッチ・ヨガなど）」が22.9%と続いています。

障害種類別では、B愛の手帳の所持者で活動を行っている割合が高い傾向にあります。

スポーツ・レクリエーションの活動の有無(%)

件数=1,621

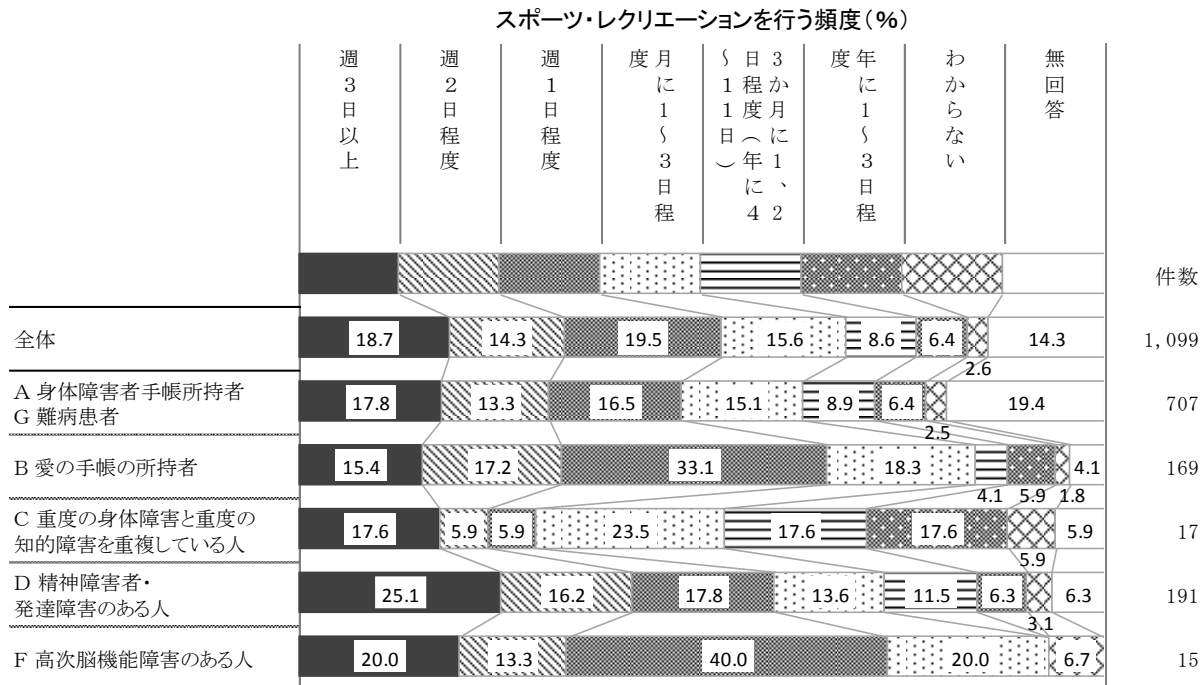


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●スポーツ・レクリエーションを行う頻度（問：スポーツ・レクリエーションを行った日はどのくらいですか。）

全体では、「週1日程度」が19.5%と最も多く、次いで「週3日以上」が18.7%、「月に1～3日程度」が15.6%と続いています。

障害種類別では、「週3日以上」でD精神障害者・発達障害のある人が25.1%と高くなっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

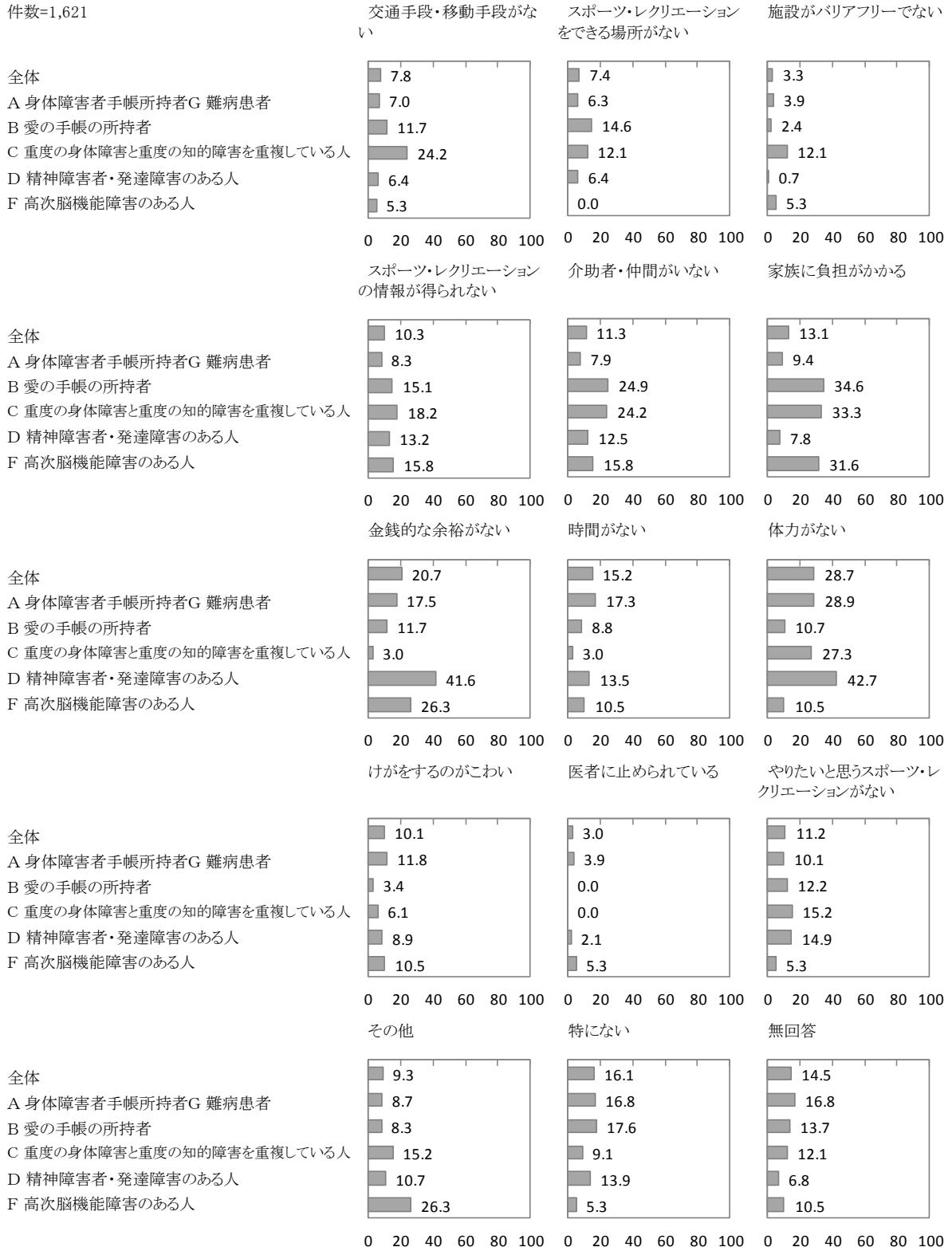
●スポーツ・レクリエーションを行う際に妨げになるもの（問：スポーツやレクリエーションを行う際に、妨げ（障壁）となっているものは何ですか。）

全体では、「体力がない」が28.7%と最も多く、次いで「金銭的な余裕がない」が20.7%と続いています。

障害種類別では、B 愛の手帳の所持者、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人とF 高次脳機能障害のある人では「家族に負担がかかる」がそれぞれ30%台と多く占めています。

スポーツ・レクリエーションを行う際に妨げになるもの(%)

件数=1,621

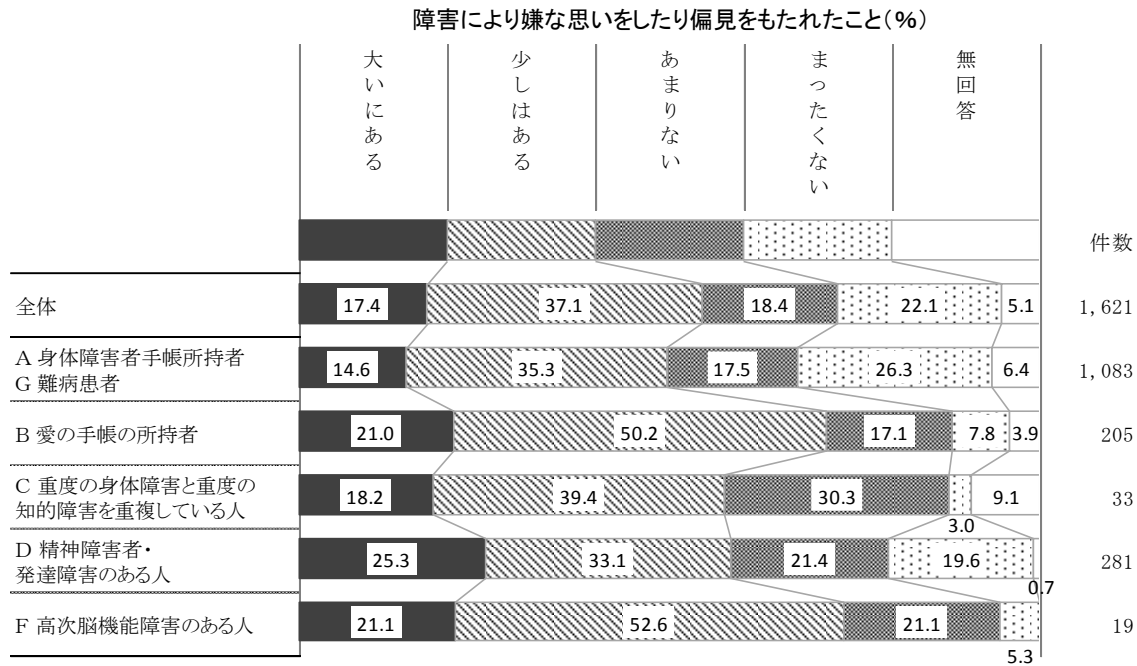


(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

●障害により嫌な思いをしたり偏見をもたれたこと（問：あなた（ご本人）は、これまでに障害があることを理由に嫌な思いをしたり偏見をもたれたりしたことがありますか？）

全体では、「少しはある」が37.1%、「大いにある」が17.4%となっており、『ある』（「大いにある」と「少しはある」の計）は54.5%になっています。一方、『ない』（「あまりない」と「まったくない」の計）は40.5%となっています。

障害種類別では、B 愛の手帳所持者とF 高次脳機能障害のある人で「ある」が70%を占めており、一方、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者で「ある」は49.9%と低くなっています。



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

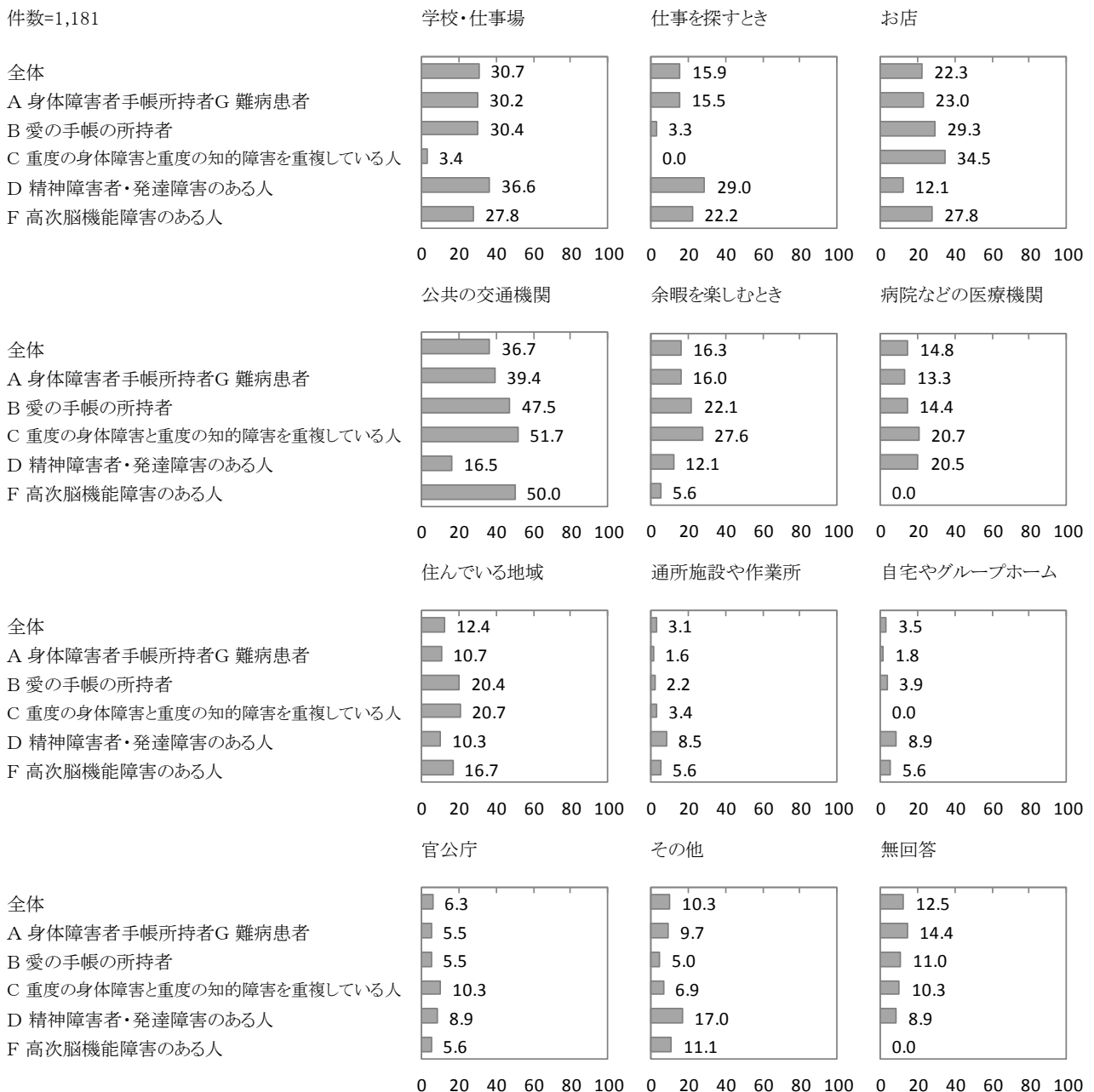
●差別、嫌な思いや不便を感じた場所（問：どのような場所で差別を受けたり、嫌な思いや不便を感じたりされましたか。）

全体では、「公共の交通機関」が36.7%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が30.7%と続いています。

障害種類別では、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人とF高次脳機能障害のある人で「公共の交通機関」が50%台と高くなっています。

差別、嫌な思いや不便を感じた場所(%)

件数=1,181



(※E発達障害児の調査にはこの設問を設定していない。)

【9】 区の施策で力を入れる必要があるもの

●力を入れる必要があると思う障害者に関する施策（問：障害のある人に関する杉並区の施策のうち、あなた（ご本人）がもっと力を入れる必要があると思うものを3つまであげてください。）

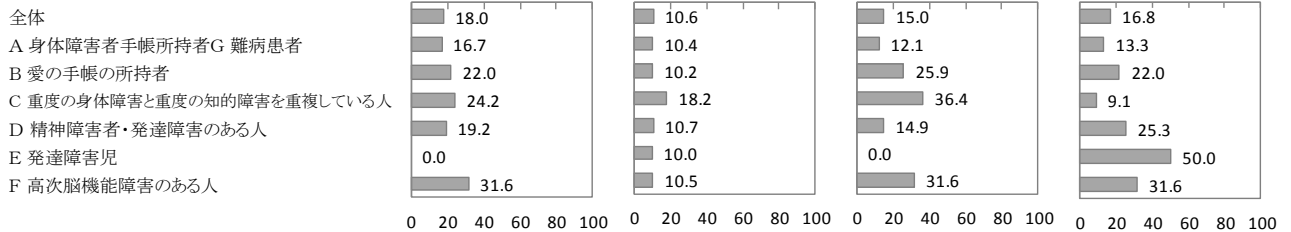
全体では、「生活の安定のための年金・手当の充実」が40.5%と最も多く、次いで「障害（疾病）のある人々への理解を深めるための啓発・広報活動」が18.0%、「障害（疾病）のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が17.7%、と続いています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者、B 愛の手帳の所持者、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者、F 高次脳機能障害のある人で、「生活の安定のための年金・手当の充実」が最も多く、E 発達障害児では「障害（疾病）のある子どもへの支援体制や教育の充実」が70.0%と最も多くなっています。

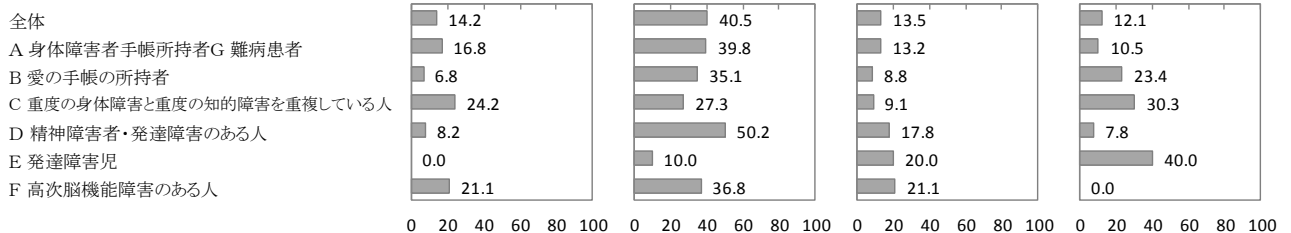
力を入れる必要があると思う障害者に関する施策（%）

件数=1,631

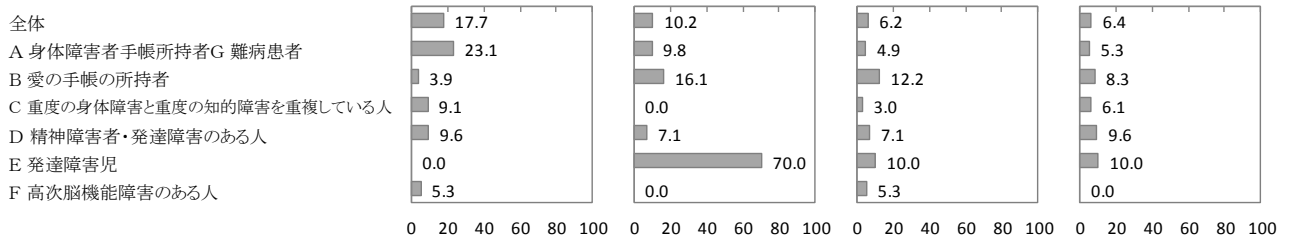
障害(疾病)のある人々への理解を深めるための啓発・広報活動
ホームヘルプ・ガイドヘルプなど在宅サービスの充実
障害(疾病)のある方が利用できる福祉施設の充実
障害(疾病)に応じた職業訓練の充実や雇用の確保



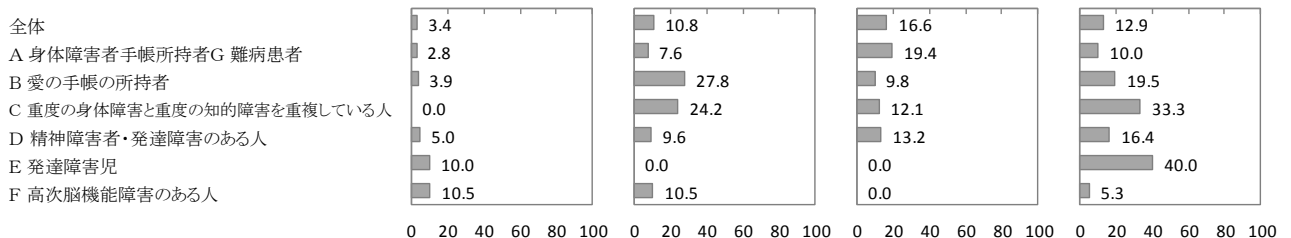
保健医療サービスやリハビリテーションの充実
生活の安定のための年金・手当の充実
障害(疾病)のある人に応じた情報提供の充実
障害(疾病)のある人を支援するヘルパーやボランティアの育成・支援



障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
障害(疾病)のある子どもへの支援体制や教育の充実
障害(疾病)のある人への虐待防止・差別解消・意思決定支援など権利擁護の取組の充実
障害のある人とない人の交流を促進し、相互理解に努めること



障害(疾病)のある人当事者による活動を充実すること
障害(疾病)のある人の住まい(住宅やグループホームなど)を整備すること
障害者や高齢者にやさしい福祉のまちづくりを推進すること
福祉人材の確保や支援者の育成に関すること



●今後10年間の杉並区に望むこと（問：今後10年間の杉並区に望むことは何ですか？）

全体では意見は多岐にわたり、「生活・経済に関すること」が26.6%と最も多く、次いで、「福祉関連のサービスに関すること」が17.3%、「公共の場などに関すること」が8.4%、「まちづくりに関すること」が7.9%となっています。

障害種類別で多いものをみると、A 身体障害者手帳所持者・G 難病患者とD 精神障害者保健福祉手帳の所持者では「生活・経済に関すること」、B 愛の手帳の所持者、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人とF 高次脳機能障害のある人では「福祉関連のサービスに関すること」、E 発達障害児では「学校など教育に関すること」となっています。

(件数=597)

順位	全体	A 身体障害者手帳所持者 G 難病患者	B 愛の手帳の所持者	C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D 精神障害者・発達障害のある人	E 発達障害児	F 高次脳機能障害のある人
1位	生活・経済に関すること 26.6%	生活・経済に関すること 26.4%	福祉関連のサービスに関すること 35.7%	福祉関連のサービスに関すること 25.0%	生活・経済に関すること 41.9%	学校など教育に関すること 50.0%	福祉関連のサービスに関すること 33.3%
2位	福祉関連のサービスに関すること 17.3%	福祉関連のサービスに関すること 14.6%	生活・経済に関すること 14.3%	生活・経済に関すること 20.0%	障害に対する理解など 12.4%	障害に対する理解など	障害に対する理解など 22.2%
3位	公共の場などに関すること 8.4%	公共の場などに関すること 11.9%	まちづくりに関すること 11.9%	まちづくりに関すること 15.0%	福祉関連のサービスに関すること 8.6%	福祉関連のサービスに関すること 25.0%	生活・経済に関すること
4位	まちづくりに関すること 7.9%	まちづくりに関すること 8.9%	障害に対する理解など 10.7%	医療機関、施設等に関すること	情報提供などに関すること 7.6%		公共の場などに関すること まちづくりに関すること 11.1%
5位	障害に対する理解など 7.5%	障害に対する理解など 4.6%	学校など教育に関すること 7.1%	障害に対する理解など 10.0%	公共の場などに関すること 4.8%		

上位5位の意見を抜粋

地域生活に関する調査報告書（概要版） 令和2年2月

発行・編集 : 杉並区保健福祉部障害者施策課

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

電話03-3312-2111（代表）

(資料5)

第7期後期 杉並区地域自立支援協議会委員名簿

令和2年7月1日現在

NO.		委員氏名	団体名等	備考
1	継続	高山 由美子	ルーテル学院大学	学識経験者
2	継続	奴田原 直裕	こもれびカウンセリングルーム	障害当事者
3	継続	能勢 豊	ピア相談員(すまいる高井戸)	
4	継続	木村 晃子	パーソルサンクス(株)	
5	継続	小野寺 肇	都立中野特別支援学校(高等部)	教育関係者
6	継続	島田 裕次郎	都立永福学園肢体不自由教育(高等部)	教育関係者
7	継続	平 由美	杉並区社会福祉協議会	権利擁護関係者
8	継続	川口 理恵子	杉並区障害者雇用支援事業団	就労支援関係者
9	継続	吉本 光希	社会福祉法人同愛会 東京事業本部(杉並地域)	サービス事業所
10	継続	中元 直樹	精神障害者地域生活支援すぎなみ会議(グループホームネスト)	
11	継続	白瀧 則男	社会福祉法人いたるセンター(グループホーム)	
12	継続	相田 里香	ケアマネ協議会	高齢分野
13	新規	山崎 恵	地域包括支援センター(ケア24阿佐谷)	
14	継続	継 仁	杉並区医師会	保健医療関係者
15	継続	寺西 宏晃	すまいる荻窪	相談支援事業所 (すまいる)
16	継続	石井 真由美	すまいる高円寺	
17	継続	春山 陽子	すまいる高井戸	
18	継続	下田 一紀	すぎなみ相談支援連絡会(杉並障害者自立生活支援センターすだち)	特定相談支援事業所
19	継続	修理 美加沙	すぎなみ相談支援連絡会(やどり木)	
20	継続	早野 節子	すぎなみ相談支援連絡会(相談支援事業所かすみ草)	
21	継続	小佐野 啓	あおばケアセンター	一般相談支援事業所
22	継続	永田 直子	障害者団体連合会	家族
23	継続	荒井 重子	障害者団体連合会	

NO.		幹事氏名	役職
1	新規	諸角 純子	保健福祉部障害者施策課長
2	継続	植田 敏郎	保健福祉部障害者生活支援課長
3	新規	犬飼 かおる	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長

NO.		事務局氏名	所属
1	継続	池田 恵子	障害者施策課地域ネットワーク推進係長
2	継続	目黒 紀美子	障害者施策課障害者保健担当係長
3	新規	ジグナー 弘美	障害者生活支援課就労支援担当係長
4	新規	佐々木 夏枝	高齢者在宅支援課地域包括ケア推進係長
5	継続	田邊 信広	障害者施策課地域ネットワーク推進係主査
6	継続	星野 健	障害者施策課地域ネットワーク推進係
7	新規	齋藤 美紀	障害者施策課地域ネットワーク推進係